

旧植民地・朝鮮における

日本人大地主階級の変貌過程（上）

浅田 喬二

- 一、はしがき
- 二、朝鮮における日本人の地主化過程
 - (一)「日韓併合」前における日本人の地主化過程
 - (二)「日韓併合」後における日本人の地主化過程
- 三、日本人大地主階級の系譜別類型と変貌過程
 - (一)内地地主、朝鮮内地主、華族地主及びその他地主の推転過程（以上本号）
 - (二)國家地主、半國家地主の推転過程
 - (三)「ブルジョア地主」の推転過程
- 四、むすび

一、はしがき

本稿の課題は日本地主制の体系的把握の一環として、朝鮮における日本地主制の植民地的移植及び変貌過程を、具体的・実証的に検討することである。

従来日本地主制は、地主的土地所有の存立基盤である農業の再生産構造・農業生産力の地帯構成との関連のもとに、東北型、近畿型、北海道型、植民地型の四つの型に区分されていたのであるが、このうち「植民地型地主制」については、殆んど手がつけられていない、といっても過言ではないであろう。そこで本稿では、日本地主制の植民地型を明らかにするための接近過程として、明治末期から昭和一〇年代までの、旧植民地・朝鮮における日本人

大地主階級の変貌過程を検討しようとするものである。旧植民地・朝鮮における日本人大地主階級といっても、多種多様の性格の地主を含んでいる、と考えられるので、これらの地主を一括して検討しても、植民地朝鮮型地主の特質は明らかにしないのではないかと考えられる。それ故、これらの地主を系譜別類型に区分して、それぞれの地主類型について、その推転過程を検討する。

日本地主制の全生涯を日本資本主義の構造的な一環として把握しようとする場合には、旧植民地における日本地主の展開過程を全面的に検討しなくてはならないであろう。というのは、大正中期以降、日本地主制の危機に直面した土地所有者が、旧植民地へ転進し、そこで寄生地主的土地所有の再現・補強を計ろうとしたのではないかと、あるいは、日本地主制の危機以前に旧植民地へ進出した日本人地主は、大正中期以降、内地における地主的土地所有の失地を旧植民地において回復するために、土地所有の基軸をこれらの地域へ移転させたのではないかと、という想定がなりたつからである。このような想定にたつならば、日本地主制の体系的把握のためには、日本資本主義体系の構造的な一環に編入されていた旧植民地における日本人地主の、変貌過程をも検討しなくてはならないであろう。つまり、旧植民地における日本地主制を、日本資本主義体系の再生産軌道に定置・再生されていたものとして、検討しなくてはならないであろう。このような分析視角にたつて、日本資本主義による日本地主制の植民地的移植及び展開過程を、具体的に実証的に検討したものは極めて乏しいようである。⁽²⁾

日本資本主義の構造的な一環に編入された植民地朝鮮型地主制を検討するとはいっても、本稿では、資本主義と地主制との運動過程における、経済的利害関係の共通面と対立面とを統一的・包括的に検討しようとするものではなく、主として、個別資本の再生産過程に機能的に結合している土地所有、資本と経済的共棲関係にある土地所有を

検討しようとするものである。いいかえれば、単なる「地主制の論理」のみでは把握することのできない土地所有、「資本の論理」を加味せずには理解しえない土地所有を検討することにある。

明治時代から農地改革前夜までの北海道地主制の展開過程を地主類型別に検討すると、農地改革前における北海道巨大地主の典型は、明治期～大正中期の華族・政商・財閥地主から資本地主（地場資本・樹業資本・炭礦資本・製紙資本）に転化していることが確認できる。⁽³⁾資本地主進出の条件としては、内国植民地・北海道での事例から、つぎのようなものが考えられる。(i)工業製品の原料が豊富に存在すること、(ii)資本が容易に土地所有者になりうる余地の存在すること、つまり、未開発地が広汎に存在しているか、あるいは、土地所有者の交代が容易に行なわれうること、(iii)土地所有者に対する小作農民の反抗が比較的弱いこと、つまり、土地所有者階級の安泰なこと。このような条件の存在する地域は外国植民地である台湾・朝鮮・満州・支那の諸地域が考えられる。そこで本稿では、内国植民地・北海道で検出された資本地主範疇が、旧植民地・朝鮮でも定立しうるかどうか、ということを明らかにしていきたい。⁽⁴⁾

注(1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』〔第七版〕（昭和三〇年）、一九九頁。東北型、近畿型、北海道型の特徴については同書、一九六―一九九頁参照。

(2) 山田盛太郎氏は植民地朝鮮型について、「土地七万町歩＝朝鮮人小作者十五万人（大正七年）を掌握する東拓と、官有にある土地十二万町歩＝小作者二十六万人（大正八年）を包括する駅屯土とを基礎とする植民地計画的の朝鮮の型。」（『日本資本主義分析』一九九頁）、とのべられ、植民地朝鮮型地主を東洋拓殖株式会社という半国家会社地主と、広大な国有地を有する國家地主に代表させられているが、果してこのような國家・半國家地主のみをもって、朝鮮における植民地型地主を代表させるのであろうか。

『日本帝國主義による日本地主制の植民地的移植及び確立過程』を「土地調査事業」を中心に検討した、李在茂氏の「朝鮮植民地・朝鮮における日本人大地主階級の変貌過程」

鮮における『土地調査事業』の実体」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第七巻第五号、昭和三十一年五月）及び「いわゆる『日韓併合』Ⅱ『強占』前における日本帝国主義による朝鮮植民地化の基礎的諸指標」（遺稿、上同、第九巻第六号、昭和三十三年三月）のすぐれた研究においても、論題の示すように、植民地朝鮮型地主制の生成過程のみしかとりあげられてなく、植民地朝鮮型地主制の全生涯は検討されていない。

植民地朝鮮型地主制研究の必要性は、朝鮮現代史を専攻する人々からも、つきのように提起されている。「日本帝国主義体系の中で、ある意味では日本においてよりも一層純粋に結晶させられた朝鮮における寄生地主制の展開過程を検討することによって、特殊日本的でない寄生地主制の性格論を一層深めることが可能であるかもしれない。」（梶村秀樹「朝鮮近代史の若干の問題」、歴史学研究会編『歴史学研究』第二八八号、六二頁、昭和三十三年五月号）。

日本地主制の植民地的移植という場合、この「移植」は単純な過程ではない。日本資本主義が日本地主制を民族的対立と重奏させながらも、基本的には朝鮮へ移植させえたということは、朝鮮の経済的發展段階が、このような移植を可能ならしめるような段階にまで発展していたことによる。植民本国における経済制度の植民地的移植の具体的様相は本国における資本主義の構造と、植民地における経済的發展段階にかかわることである。農業資本主義の「三分制制」を確立しつつあったイギリス資本主義が印度に「移植」した土地所有関係は「三分制制」とはほど遠いセミンタリー制度とライアット制度とであった（マルクス『インドの状態』、『マルクス・エンゲルス選集』第八巻（上）、二二四—二二六頁、昭和二十四年、邦訳参照）。

(3) 拙著『日本資本主義と地主制』（昭和三十八年）、特に一六六—一六八、五一三—五一二〇頁。

(4) 旧植民地地主制の場合には、地主制の根本的矛盾は民族的矛盾と重畳することになるが、この内的関連については別の機会に譲る。なお、旧植民地における日本地主制の移植・展開過程の検討は、本稿にひきつづいて、台湾・満州・支那の順序で行なう予定である。

二、朝鮮における日本人の地主化過程

(一) 「日韓併合」前における日本人の地主化過程

1 日本人地主化の状況

日本人地主化の時期

朝鮮での土地取得に乗りだした

日本人は、明治三十六年以前にもかなりの数に達した。明治四十二年に三〇町歩以上の土地を所有する地主一三五人のうち、その一割に相当する一三人が、明治三十六年以前に朝鮮での土地所有に進出している（第一表）。朝鮮植民地化への巨歩をふみだした明治三十七年の「日韓議定書」の締結から、朝鮮植民地化体制の確立した明治四〇年の「第三次日韓協約」締結までの期間に、日本人の朝鮮での地主化は積極的となり、この四十年間に、一〇九人の日本人が朝鮮での土地所有に乗りだしている。そして、この四十年間に特徴的なことは、明治四十二年における五〇〇町歩以上地主一人のうち、その八割に相当する一七人がこの期間に土地所有に進出している、ということである。このことは、これらの地主が朝鮮への進出と同時に、大面積の土地を取得したか、あるいは、短時日の間に、大規模の土地を集積したか、のいずれかであろう。さらに、大正十一年に三〇町

旧植民地・朝鮮における日本人地主階級の変貌過程

第1表 30町歩以上日本人地主の所有規模別・創業年次別人数
(明治42年) (単位:人)

	明治36年 以前	37	38	39	40	41	42	計
30～ 50町	1	4	3	2	3	7	—	20
50～ 100	3	6	7	4	7	3	—	30
100～ 200	2	5	5	12	6	—	1	31
200～ 300	3	5	2	2	—	—	—	12
300～ 500	2	2	5	10	2	—	—	21
500～1,000	1	3	1	3	3	1	—	12
1,000～2,000	—	1	1	1	2	—	—	5
2,000～5,000	1	—	1	—	—	—	—	2
5,000町～	—	1	—	—	—	1	—	2
計	13	27	25	34	23	12	1	135

1. 明治42年6月末日現在の数字である。
2. 所有規模の判明した部分のみの集計である。
3. 統監府『第三次統監府統計年報』（明治43年），247～256頁より作成。

人数 (明治43年)		(単位・町、人、石)			
江原道	平南 安道	平北 安道	咸南 鎭道	咸北 鎭道	合 計
—	693	—	15	—	42,585
4	755	15	215	24	26,726
—	74	—	16	—	13,867
—	96	—	30	—	3,771
4	1,620	16	278	24	86,952
7	61	14	40	5	2,254
0.423	0.934	0.728	0.742	0.552	1.024

以下切捨 付録25～39頁より作成

帯 日本人地主の進出地
 (朝鮮で地主となった日本人をいう、以下同)の進出地帯は明治三七年までは、全羅道・慶尚道・忠清道であり、明治四〇年頃までには、これ

昇が容易であったことが確認できる。
 日本人地主の進出地帯

第2表 30町歩以上日本人地主の所有規模別・創業年次別人数
 (大正11年) (単位・人、%)

	明治43年	明治44 ～大正8年	大正9 ～11年	不 明	計
30～ 50町	6 (54.5)	3 (27.3)	2 (18.2)	—	11(100.0)
50～ 100	3 (18.8)	13 (81.3)	— (—)	—	16(100.0)
100～ 500	17 (32.7)	26 (50.0)	8 (15.4)	1 (1.9)	52(100.0)
500～1,000	6 (27.3)	15 (68.2)	1 (4.5)	—	22(100.0)
1,000～2,000	9 (64.3)	3 (21.4)	2 (14.3)	—	14(100.0)
2,000～5,000	7 (58.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	—	12(100.0)
5,000町～	2(100.0)	— (—)	— (—)	—	2(100.0)
計	50 (38.8)	63 (48.8)	15 (11.6)	1 (0.8)	129(100.0)

- 「内地人農事経営者調」(大正11年末現在), 133～141頁,(朝鮮總督府殖産局『朝鮮の農業』, 大正13年)より作成
- この調査は属地主義調査であるため, 30町歩以上地主数は148人であるか, これを属人主義に集計しなおすと129人となる(30町歩以下地主か1人あるのこれは除外した)

第3表 地域別の日本人土地所有面積及び

	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尚北道	慶尚南道	黄海道
田	1,997	112	3,484	16,219	10,748	889	4,566	3,852
畑	1,511	62	1,739	2,109	7,538	1,466	3,281	7,974
山林・原野	1,869	129	1,255	1,288	3,732	536	4,542	417
その他	70	2	161	634	84	66	2,333	292
計	5,450	308	6,661	20,251	22,105	2,960	14,726	12,537
人数	182	84	370	284	381	427	353	46
田反当収量	1.228	0.788	0.993	1.075	0.959	1.284	1.252	0.891

朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報（明治43年）』（大正元年），183～184頁，反

第4表 地域別日本人地主の
1人当り所有面積
（明治43，大正元年）
（単位：町）

	明治43年	大正元年
京畿道	29.9	18.0
忠清北道	3.7	13.0
忠清南道	18.0	16.0
全羅北道	71.3	22.1
全羅南道	58.0	59.6
慶尚北道	6.9	6.3
慶尚南道	41.7	15.0
黄海道	272.5	171.8
江原道	0.6	0.4
平安南道	26.6	145.0
平安北道	1.1	1.6
咸鏡南道	7.0	10.8
咸鏡北道	4.8	1.0
平均	38.6	26.5

朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報（明治43年）』，183～184頁，同（大正元年），127～128頁より作成。

らの地帯に京畿道、黄海道が加わった。⁽²⁾ このうち大地主進出の顕著な地帯は全羅北道、全羅南道、慶尚南道、京畿道等である。⁽³⁾ 全羅北道では錦江、東津江、万頃江の三大河川の流域にある群山附近とこれを門口とする全州平野⁽⁴⁾、全羅南道では梁山江流域の光州、羅州を含む光州平原⁽⁵⁾、慶尚南道では洛東江流域を含む金海平原、京畿道では広徳江支流（軍勿川、黄口河）流域の水原、振威一帯の地域が日本人大地主の密集地帯であった。そして、これらの地帯はいずれも、当時の平地における主要な耕地密集地帯であり、交通地位の恵まれた地帯であった。⁽⁸⁾ つまり、これらの地帯は自然的・経済的立地条件のすぐれた地帯だったのである。かくして、このような自然的・経済的条件の良好な地帯を中心に、日本人大地主は進出していった、と

いうことができる。

明治四三年における日本人地主の朝鮮への進出状況をみると（第三表、第四表）、日本人地主の多い地帯は慶尚北道、全羅南道、忠清南道、慶尚南道、全羅北道、京畿道等であり、このうち大地主地帯は全羅北道、全羅南道、慶尚南道の三地域であり、中小地主の多い地帯は慶尚北道、忠清南道、京畿道等である。そして、水田への進出の積極的な地帯は、概して水田反当収量の高いところである。

日本人による土地購入の方法と時期

朝鮮での日本人による土地購入は主として既墾地に対して行なわれたものであり、この際日本人が直接に土地買収の交渉に乗りだすのではなくて、村落の代表者たる朝鮮人有力者を仲介人として行なわれたのである。つまり、日本人が土地購入の意志ある旨を、村落の代表者に表示すれば、この有力者が朝鮮人の土地売却希望者を代表し、売却の意志ある旨を一括して伝達するのである。売買譲渡は極めて簡単なもので、相互の交渉が終れば、日本の地券のようなものである旧文記、新文記⁽¹⁰⁾を買主に渡して一切の売買手続は完了する。

土地購入の時期は一定したものではない。「韓国耕地ノ売買ハ時ヲ選バズ頻繁ニ行ハルルヲ以テ從來ヨリ邦人ノ購入セシ時期ハ種々アツテ一定セズ甚シキハ稲作刈取りノ十余日以前ニ於テ其土地ヲ売却シ收穫物ノ二分ノ一ハ之ヲ当然小作料トシテ地主ニ提供スルカ如ク其他金銭ニ窮スレバ時ヲ選バズ土地ヲ売ル状況ナリ……」⁽¹¹⁾という状態であった。

土地取得の制限

日本人の土地買収に際しては「英韓条約」第四条、「英国人租界以外ニ於テ土地家屋ヲ賃借若クハ購買スルニハ租界ヲ離ルコト韓国里程十里ヲ逾ユルヲ得ズ」⁽¹²⁾が適用されて、居留地より一里以外の土地は所

有できないことになっていた。しかし、このような規定は実質上何らの規制力もたず、外国人による朝鮮の土地所有は事実上無制限に行なわれていた。「以上ノ如ク居住及土地所有の制限アリト雖モ實際ニ至リテハ何等制限セラルルヲ見ス即チ内地ニ於テ外国人ノ家ヲ構ヘ土地ヲ所有スルハ至ル所之ヲ見ル而シテ韓國政府ハ以前ハ間々撤退ヲ請求シタルコトアルカ如シト雖モ現今ニ於テハ斯ノ如キ請求ヲ為ササルノミナラス外人ニ対シ租税領収証ヲ交付シ公然其ノ所有ヲ認ムル官衙モアリテ本邦人ハ家屋ノ借住、購入、建築ヲ問ハス何等ノ支障ナク自由ニ土地買収スルノ状況ナリ或ハ條約上此權利ヲ危ム者ナキニアラサルヘシト雖モ實際ハ未タ嘗テ不安ノ爭議ヲ生セシ事例モナク何等危惧スルコトヲ要セス」、という状態であつた。このように日本人による朝鮮での土地所有は全く自由に行なわれたのであつて、「數年ヲ期シテ一ノ纏リタル土地ヲ極メテ廉價ニ購入シ得ヘシ」⁽¹⁴⁾、という有様であつた。

このような事実上の土地所有・売買の自由を法的に確認したものが、「土地建物証明規則」(明治三十九年一〇月發布)と「土地建物典當執行規則」(明治三十九年一二月發布)⁽¹⁵⁾とである。かくして、「第二次日韓協約」締結(明治三十八年一月)の翌年には、日本人の朝鮮での土地所有に対する制限は法的にも全く存在しないこととなつた。

日本人土地所有者のなかでは、買収した土地の直営を行なうものは少なく、その殆んどは、土地買却の朝鮮人を小作人として採用し、小作制経営をはじめたのである。

注(1) 加藤末郎『韓国農業論』(明治三十七年、二四九頁)。

(2) 農商務省農務局『朝鮮農業概説』(明治四三年、二四―二五頁)。

(3) 統監府農商工務部農林課『韓国ニ於ケル農業ノ経営』(明治四〇年、三八―四一頁)。

(4) この地域における日本人地主の進出状況については、前掲『韓国農業論』、二八一―二八三頁、「韓国土地農産調査——慶尚道・全羅道——」、一七三―一七四頁(この報告書の各道分の調査年次は明治三十八年、調査者は農商務省である)。

参照。

- (5) 前掲『韓国農業論』、二七七一—二八〇頁、『韓国土地農産調査報告——慶尚道・全羅道——』、一七五一—一七六頁参照。
- (6) 前掲『韓国農業論』、二七五—二七七頁、『韓国土地農産調査報告——慶尚道・全羅道——』、一七〇頁、『付録』、五八—五九頁参照。
- (7) 『韓国土地農産調査報告——京畿道・忠清道・平原道——』、一一三—一二四頁参照。
- (8) 当時の朝鮮における主な耕地所在地については、農商務省農務局『韓国農業要項』（明治三八年）、四—七頁、交通地位の良好である点については、前掲『韓国土地農産調査報告——京畿道・忠清道・平原道——』、五四九頁参照。
- (9) 前掲、李在茂「いわゆる『日韓併合』Ⅱ『強占』前における日本帝国主義による朝鮮植民地化の基本的諸指標」、六頁、その他の買収方法については、前掲『韓国土地農産調査報告——慶尚道・全羅道——』、五四五—五四六頁参照。
- (10) 旧文記とは「恰モ我カ旧時ノ地券ノ如キモノニシテ初ノ加耕センモノノ名ヲ署シ洞長若ハ里長ノ名ヲ奥書」したものであり、新文記とは土地売買の際に「新ニ売渡証書ヲ作成シ土地所有主、保証人及執筆者連署花押シテ旧文記ニ添附スル」売渡証書のことである。前掲『韓国土地農産調査報告——京畿道・忠清道・江原道——』、三二八—三二九頁。
- (11) 前掲『韓国農業論』、二五一頁。
- (12) 右同、二四六頁。
- (13) 前掲『韓国土地農産調査報告——慶尚道・全羅道——』、五四二—五四三頁。なお同書、京畿道・忠清道・江原道分、三二九頁、前掲『韓国農業論』、二四六—二四九頁参照。
- (14) 前掲『韓国ニ於ケル農業ノ経営』、六頁。
- (15) この「土地建物証明規則」発布の要旨はつぎのように説明された。「韓国ハ条約上居留地及其周圍一里以内ノ外ハ従来外人ニ土地所有ヲ許サリシカ、統監閣下ハ此ノ如キハ韓国開発ノ為韓国臣民ノ福利ヲ増進スル為基ヲ不得策ナリトシ、先ツ之ヲ排除スルノ要アルコトヲ認メラレ、非常ナル尽瘁ニ依リ韓国政府ニ教導訓示セラレタル結果、遂ニ韓国政府ヲシテ其内地開放ノ利益アルコトヲ知ラメシ、韓国内何レノ地ニ在リテモ土地ヲ所有スルコトヲ容認スルニ至レリ。此ニ於テ韓国政府ヲシテ土地家屋証明規則ヲ発布セシメ、之ニ依リ韓国内何レノ地ニ在リテモ土地ヲ所有シ且其公認ヲ政府ニ水ムルヲ得ルノ途ヲ開キタリ」。不動産法調査会「土地家屋証明規則要旨」、一二二頁、細川嘉八『植民史』

(昭和十六年)、二四八―二四九頁。なお商規則の全文については、前掲『韓国ニ於ケル農業ノ経営』、九二―九三、一六一―一八頁参照。

2 日本人地主化の経済的背景

土地売買価格

土地売買価格は土地の自然的、経済的性質によつて相違することはいうまでもないが、日本人地主の進出地帯であつた全羅北道群山附近では、上田反当一五―二〇円、中田一〇―一五円、下田一〇円以下であつて、畑はこれより安いのが一般的であつた。そして、都市近郊の水田といえども、反当三〇円以上のものは稀であつた。⁽¹⁾ 全羅北道全州郡では上田一七円、沃溝郡では中田一三・五円、戸墳郡では九・七円、金堤郡では八・三円であり、全羅南道羅州附近の水田は二〇円位であつた。⁽²⁾ このような朝鮮の売買地価は、日本におけるその十分の一乃至三十分の一という低廉さであつた。⁽³⁾

小作料徴収法

当時における朝鮮の小作料徴収法には、(1)定租法、(2)賂地法(賂租法)、(3)打作法(打租法・並作法)、の三種類があつた。定租法は年の豊凶にかかわらず、一定額の小作料を徴収する方法であるが、これは日本でいう定額小作料制度である。賂地法は地主と小作人との間に、従来の収穫高を標準として収穫高の三分の一を地主の取前として小作料を一定し、租税、種子、耕作費等はすべて小作人が負担するという方法である。打作法は毎年の収穫高を折半する方法であるが、これには収で折半するもの、刈取つたまま折半するもの、立毛のまま折半するもの等がある。この場合には種子は地主が負担し、地租は地主小作人折半して負担するものが多い。この小作料徴収法は日本でいう刈分小作制度である。

当時の朝鮮では、これらの小作料徴収法のうち最も多く行なわれていた方法は打作法・刈分小作制度であり、こ

れについて賭地法が多く、定租法は極く一部の地方で行なわれていたにすぎなかった。日本人大地主の多くは賭地法を採用していたようであるが、小作地の遠近によっては刈分法を採用している地主もあった。「本邦居留民ハ其地ヲ距ル一里以内ニテハ韓人ノ小作者ヨリ收穫量ヲ半等分シ地租ハ地主ノ負担トスルモノ多ク之ニ反シ遠ク離レタル村落ニ土地ヲ所持スルモノハ收穫量ノ三分一ヲ小作者ヨリ納メシメ地租ハ小作者ノ負担ニ係ルモノ多シトス」⁽⁴⁾。

土地利廻り

このような小作料徴収法によって、地主はどの程度の収益をあげていたであろうか。

日本人大地主の密集地帯である群山附近の地主収益をみると、まず賭地法による土地利廻りは（水田六町歩余経営、第五表）、地主純収益一八八・一円、土地購入費七二・九円であるので、二六・四％の高率となる。つきに打作法による土地利廻りは（第六表）、地主純収益一〇三・二円、土地購入費四五〇・六円であるので、二二・九％となる。しかし、この土地利廻

第5表 賭地法による土地利廻り（水田）

購入水田面積		103斗落 (6町歩余)
購入費	買入価格	667.10
	地券料	20.00
	口銭	25.75
	計	712.85
小作料収入		207.00
粗摺代		11.50
収代		7.36
地主純収益		188.14
土地利廻り		26.4%

第6表 打作法による土地利廻り（水田）

購入水田面積		65斗5升落
購入費		450.60
小作料収入	粳米	129.60
	募	2.85
	計	132.45
粗摺代、収代、地租		29.21
地主純収益		103.24
土地利廻り		22.9%

- 1 小作料収入粳米は粳28.78石（玄米14.4石）、玄米1石、9円にて換算。
- 2 前表資料、267頁より作成。

1. 小作料収入は粳46石（玄米23石）、玄米1石、9円にて換算
2. 地主が收穫高の1/5を徴収し税金・種子代一切は小作人負担。
3. 前掲、加藤末郎『韓国農業論』、226頁より作成。

日本人大地主の多くは賭地法

り二割三分—二割六分という高さは、群山附近の事例としてはそうであつたかも知れなが、これを一般化することはできないであらう。群山領事館分館の調査によると（第七表）、都市近接地域で一分—一割二分、都市遠隔地で一割六分程度であつた。このような事例から考へて、日本人大地主進出の代表的地帯であつた全羅道、慶尚道の一般的な土地利廻りは一割—二割の範囲内が多かつた、とみるのが至当のようである。⁽⁵⁾

このような朝鮮における土地利廻りを、日本内地におけるそれと比較すると（第八表）、日本内地の田利廻りは六・二七%（畑五・二

第7表 全羅北道群山附近の土地利廻り (単位：円、割)

	都市近接地			都市遠隔地		
	地価	小作料	土地利廻り	地価	小作料	土地利廻り
上田(1升落)	15	1.68	1.12	10	1.68	1.68
中田(〃)	10	1.14	1.14	7	1.14	1.63
下田(〃)	5	0.60	1.20	4	0.60	1.60

1. 小作は賂租法により、10カ年間に2回の凶作を見込んだ計算である。
2. 前掲『韓国土地農産調査報告——慶尚道・全羅道——』, 528~529頁より。

第8表 朝鮮と日本の田売買価格、純収益及び土地利廻りの比較

(単位 反当り, 円, %)

	売買価格	純収益	土地利廻り
朝鮮 (A)	14.50	3.75	25.86
日本 (B)	194.00	10.16	6.27
(A) / (B)	7.47	36.91	412.44

1. 純収益は小作料換算金額より公租公課、管理費及び小作料取立費を差引いたものである。
2. 調査年次は朝鮮・明治36年、日本・明治42年である（この年は戦後不況期なので、純収益は米価低落のため低くでていることに注意）。
3. 調査範囲は朝鮮・群山地方、日本は北海道を除く普通田平均
4. 朝鮮は前掲『韓国土地農業調査報告——慶尚道・全羅道——』, 534~535頁、日本は日本勧業銀行『第四回全国田畑売買価格及収益調査』（大正14年）、8, 21, 24頁より作成。

五%、朝鮮のそれは二五・八六%であるので、朝鮮での田利廻りは日本内地のそれに比して四倍の高きであることがわかる。しかし、朝鮮での田利廻り二五・八六%は群山地方という特殊な好条件のもとでの高きであるため、前述のように朝鮮での一般的な田利廻りを一二割とすると、朝鮮での田利廻りは日本内地のそれに比して二―三倍の高きであった、といえそうである。このように高率の土地利廻りをあげたのは、朝鮮での地価が極端に低廉であったことによるものである。

(1) 前掲『韓国土地農産調査報告——慶尚道・全羅道——』、三四八頁。

(2) 右同、三四七、三四九頁。なお統監府農商工務部『韓国ニ於ケル農事ノ経営』（明治三九年）では、「……群山方面ノ如キ水田多クシテ人口稀薄ナル所ニ在リテハ水田一反歩ノ価格拾五円前後ニテ購ヒ得ルコト難カラス京釜線ノ平沢地方ハ水田式拾円乃至式拾五円、京義線ノ兼二浦附近ハ烟七円乃至拾五円、水田極メテ良好ノモノ參拾円、木浦方面珍島ニテ烟拾円、竜塘ニテ拾八円前後ナリ、梁山江洛東江流域ノ水害地ハ一反歩式參円位ノモノ少カラサルコト……要スルニ土地ノ価格ハ購買法ノ巧拙ニヨリテ大差ヲ來タスモノト思ハサルヘカラス」（六頁）、とのべている。

(3) 前掲『韓国農業論』、二五八頁。日本内地における田畑売買価格は第九表の通りである。

(4) 農商務省農事試験場『韓国ニ於ケル農業調査』（明治三九年）、五九頁。なお「日韓併合」前の小作料徴収法の詳細については、「明治三十七、八年頃（光武八、九年）ノ小作借行」、四―二二頁（朝鮮總督府『朝鮮ノ小作借行』下巻、昭和七年、「参考編」、前掲『韓国農業論』、一五七―一六〇頁、『韓国農業要項』、一五頁参照）。

(5) 前掲『韓国土地農産調査報告——慶尚道・全羅道——』、五三七頁。前掲『韓国農業論』の著者は、韓国における一般的な土地利廻りは一割―

第9表 日本内地の田畑売買価格（明治35, 37, 41年）
（単位 反当り、円）

		田	畑
明治	35年	159	86
	37年	150	86
	41年	196	90

1. 田畑とも上、中、下等地の平均である。
2. 小峯三千男『日本耕地価格の研究』（昭和8年）、12頁より

一割七、八分であるが、最近では生産物価格が騰貴し、その割合には地価が上昇しないので、大抵二割以上の収益をあげることができる、とのべている（一五六頁）。

(二)「日韓併合」後における日本人の

地主化過程

1 日本人地主化の状況

明治四三年以降における日本人の朝鮮での地主化は積極的に行なわれ、大正四年までに七千人近くに達した（第一〇表。一地主当りの所有面積は、明治四二年の七五・八町歩から大正四年の二九・五町歩へと四割に減少した。これは前述のように「日韓併合」前に朝鮮へ進出した地主の多くは広大な土地を取得したが、「日韓併合」後に朝鮮へ進出した地主は中小土地所有者が多

第10表 年次別日本人地主数及び所有面積

(単位：人、町、%)

	地主数	所有面積	田畑面積	地主1人当り所有面積	田畑面積の所有面積に対する割合	日本人地主の所有田畑面積の全朝鮮田畑面積に対する割合
明治42年	692	52,436	42,880	75.8	81.8	1.86
43	2,254	86,952	69,311	38.6	79.7	2.81
44	3,839	126,146	93,341	32.9	74.0	3.45
大正元	4,938	130,800	107,981	26.5	82.6	3.79
2	5,916	184,245	151,027	31.1	82.0	5.23
3	6,049	197,934	159,862	32.7	80.8	5.40
4	6,969	205,538	171,053	29.5	83.2	5.39
11	..	235,000	214,000	..	83.9	4.96
昭和3	..	..	223,000	..	...	5.08
6	(799)	..	(216,800)	..	...	(4.94)

- 1 明治42年は同年6月末現在の数字である。前掲、統監府『第三次統監府統計年報』, 246頁。
2. 昭和6年は30町歩以上所有地主(田、畑、その他の合計)のみの数字である。
3. 朝鮮農会『朝鮮農業発達史(発達篇)』(昭和19年), 591~592頁, 朝鮮總督府殖産局『朝鮮の農業』(大正13年), 133頁, 同昭和7年版, 177頁, 朝鮮總督府農林局『朝鮮の農業』(昭和10年), 174頁より作成。
- 4 全朝鮮の耕地面積は、明治42年は『明治44年朝鮮總督府統計年報』, 明治43~昭和5年は『昭和7年朝鮮總督府統計年報』による。

かったことによるものであろう。日本人地主の所有する耕地は全所有面積の八割内外で、年次的にはそれ程の変化はない。

大正一一年における三〇町歩以上の日本人地主の密集地帯は（第一一表）、全羅北道、忠清南道、全羅南道、京畿道、黄海道等であり、千町歩以上巨大地主の進出地帯は、これらの地帯のうちから京畿道を除いた四地帯である。

昭和五年における三〇町歩以上日本人地主の密集地帯は（第一二表）、全羅南道、全羅北道、慶尚南道、忠清南道、黄海道等であり、千町歩以上巨大地主の密集地帯は水田中核地帯である全羅北道・全羅南道及び畑作中核地帯である黄海道である。三〇町歩以上日本人地主の所有する田畑面積は朝鮮における田畑総面積の四％近くを占めているが、全羅北道では一四・七％、全羅南道九％、黄海道六％である。そして、これら三地帯の三〇町歩以上日本人地主の所有面積は、朝鮮に

第11表 30町歩以上日本人地主の地域別・所有規模別人数（大正11年）

（単位：人）

	30～ 50町	50～ 100	100～ 200	200～ 500	500～ 1,000	1,000 ～ 2,000	2,000 ～ 3,000	3,000 ～ 5,000	5,000 町～	計
京 畿 道	2	4	6	4	2	—	—	—	1	19
忠清北道	—	—	—	1	1	—	—	—	—	2
忠清南道	3	5	4	4	5	3	1	—	—	25
全羅北道	—	—	7	7	8	6	2	—	—	30
全羅南道	—	4	3	7	5	2	1	1	1	24
慶尚北道	—	—	3	—	—	1	—	—	—	4
慶尚南道	—	1	4	3	2	—	1	—	—	11
黄 海 道	1	—	1	3	4	3	—	1	1	14
平安南道	2	1	2	—	—	2	—	—	—	7
平安北道	—	—	—	—	2	1	—	—	—	3
江 原 道	1	2	—	—	1	—	1	1	—	6
咸鏡南道	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
咸鏡北道	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
計	10	17	30	29	30	19	6	3	3	147

第2表資料より作成

おける三〇町歩以上日本人地主所有総面積の六割近くを占めている。⁽¹⁾ 日本人地主の所有規模を朝鮮人地主のそれと比較すると、三〇―五〇〇町歩規模では朝鮮人地主が圧倒的に多くなっているが、五〇〇―一、〇〇〇町歩規模では日本人地主二七人に対して朝鮮人地主は三二人とかなり接近し、千町歩以上の巨大地主では日本人三七人に対して朝鮮人は一〇人となり、日本人巨大地主が圧倒している。五〇〇―一、〇〇〇町歩規模でも、地域別にみると、全羅北道と黃海道では日本人地主が多く、全羅南道ではほぼ同数である。

つぎに、水田所有面積だけをとって、朝鮮の水田中核地帯である全羅北道と全羅南道での日本人地主と朝鮮人地主の所有規模別人数をみると(第一三表)、一〇〇―三〇〇町歩規模では朝鮮人地主が多くなっているが、三〇〇―五〇〇町歩規模では日本人地主が多くなっている。朝鮮最大の穀倉地帯である全羅北道では、三〇〇―五〇〇町歩規模で、日本人地主数は朝鮮人地主数の二倍に達している。全羅道における五〇〇町歩以上の日本人地主は四二人の多きを数えるが、朝鮮人地主は僅かに一人である。このように朝鮮の穀倉地帯における大地主の多くは日本人地主であった、ということがいえる。⁽²⁾

明治四一年から昭和六年までの期間に、一カ年でも八〇〇町歩以上の所有規模を有していた日本人大地主六八人の(国家地主を除く)土地所有への進出時期をみると(第一四表)、一、五〇〇町歩以上巨大地主の半数は「日韓併合」前に朝鮮での土地所有に進出していることが確認できる。特に明治三七年(六戸)、三八年(五戸)、四〇年(六戸)、四一年(四戸)が多かった。このように朝鮮への進出が早期であった地主ほど巨大地所有者に上昇したことは、これらの地主が屈指の米作地帯である全羅北道、全羅南道の両地帯に進出し(第一五表)、そこで高率の小作料を収取して小作制経営の拡大再生産を計ったためであろう。八〇〇―一、五〇〇町歩規模の地主の多くは「日韓併合」後

内鮮人別戸数及び所有面積（昭和5年）

（単位 戸、町、%）

1,000町～		計		所有面積		30町歩以上日本 人地主田畑面積 の当該道田畑面 積に対する割合
日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	
2	2	67	642	16,014	53,786	3.33
—	—	18	165	1,617	8,678	0.82
2	2	84	380	15,080	31,754	4.97
10	2 (133)	134	341	43,154	29,482	14.72
7	1 (195)	189	423	45,545	43,753	9.02
2	—	51	163	9,185	16,130	1.89
3	—	116	433	19,600	34,055	5.64
6	1	75	588	40,476	42,634	5.99
1	2	28	383	4,982	34,107	1.01
1	—	21	238	7,695	22,610	1.51
2	—	38	228	8,666	12,184	2.04
1	—	29	149	3,187	9,473	0.66
—	—	20 (28)	29	1,503	2,324	0.57
37	10	870	4,162	216,704	340,970	3.97

80.3%が田畑面積であると仮定して道別の田畑面積を算出し、この地主の所有面積は167,223.8町歩、このうち田畑面積は133,843.1町歩（206頁より算出）。道別の田畑面積は『昭和5年朝鮮総督府統計年

号、昭和10年11月号）。

第13表 100町歩以上水田所有地主の内鮮人別人数（昭和5年、全羅道）（単位：人）

	全 羅 北 道		全 羅 南 道	
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人
100～300町	51	63	60	81
300～500	23	12	20	19
500～1,000	19	5	10	5
1,000町～	9	1	4	—
計	102	81	94	105

農林省京城米穀事務所群山出張所「全羅北道・全羅南道地主調」（昭和5年未現在）より。

大再生産を可能にしたためであろう。金のボックスアップが、小作制農場の拡大地主に成りあがった。これは国家資

米増殖計画の樹立された大正九年には九戸の地主が農場を開設し、そのうち、半数近くが一、五〇〇町歩以上の巨条件の劣る地帯へ進出したことにより、小作制農場の拡大再生産が急速に進行しなかったであろう。しかし、産に土地所有へ進出したものである。かれらは前述のような早期に朝鮮へ進出した地主と異なっており、自然的・経済的

第12表 30町歩以上地主の地域別・所有規模別・

		30~50町		50~100		100~500		500~1,000	
		日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人
京畿道		19	369	18	147	26	116	2	8
忠清北道		11	124	3	31	4	10	—	—
全羅北道		33	168	26	135	21	72	2	3
全羅南道		31	119	38	134	45	82	9	4
慶尚北道		63	157	52	158	67	100	6	7
慶尚南道		20	31	19	89	10	40	—	3
黄海南道		43	175	45	168	23	86	2	4
平安南道		24	329	20	172	22	86	3	—
平安北道		8	107	11	197	7	75	1	2
江原道		4	73	6	120	9	45	1	—
咸鏡南道		15	135	12	57	8	35	1	1
咸鏡北道		11	120	12	20	5	9	—	—
		8	14	8	10	4	4	—	—
計		290	1,921	270	1,439 (1,438)	246 (251)	760	27	32

1. 30町歩以上日本人地主田畑面積の全田畑面積にたいする割合は、所有面積のれを道別の総田畑面積にて除したものである。(昭和4年の30町歩以上日本人町歩、所有面積に対する割合は80.3%。前掲、『朝鮮の農業』昭和7年、177~報』より)

2 () 内は原数字を集計したものである。

3 白頭山人「統治25年朝鮮經濟の問答」, 246~247頁より作成 (『改造』17巻11

第一次世界大戦中に進出した地主は(一五戸)、八〇〇一、五〇〇町歩規模にしか所有規模を拡大しえない地主が多く(一二戸)、昭和元年から満州事変勃発までの期間に朝鮮での土地所有に進出した地主は極めて少なく、僅かに七戸を数えるのみであって、大正九年の一年間に比しても少なかった。このように昭和初期に朝鮮で大地主化した日本人は、極めて少数であった、ということが出来る。

注(1) 昭和七年における日本人の所有する水田面積は朝鮮の水田総面積の一割六分、水田小作地面積の二割一分であった。しかし、日本人の所有する水田の多くは水利安全水田(灌溉水田)である。この日本人所有水田面積の水利安全水田総面積に占める割合は三割五分の

第14表 800町歩以上日本人地主の所有規模別・創業年次別人数

(単位 人)

	～明治 43年	明治44 ～大正2年	大正3 ～7年	大正8 ～14年	昭和元 ～5年	昭和 6年	不明	計
800～1,000町	—	2	5	3	—	—	—	10
1,000～1,500	9	2	6	5	2	—	—	24
1,500～2,000	4	—	—	1	—	1	1	7
2,000～3,000	4	2	1	—	1	—	—	8
3,000～5,000	5	—	3	2	1	—	—	11
5,000～10,000	1	—	—	1	—	—	—	2
10,000町～	3	—	—	—	1	1	1	6
合 計	26	6	15	12	5	2	2	68

1. 800町歩以上地主のうちで、明治41～昭和6年までの期間に、所有規模の最高であった面積を基準にして所有規模別集計を行なった。

2. 資料は付表1に同じ。

第15表 100町歩以上日本人地主の地域別・創業年次別人数 (昭和6年)

(単位 人)

	～明治 38年	39～ 43年	明治44 ～大正4年	大正5 ～9年	大正10 ～14年	昭和元 ～6年	不明	合 計
南 鮮 七 道	18	38	52	49	33	31	36	257
北 鮮 六 道	—	1	17	25	12	19	10	84
計	18	39	69	74	45	50	46	341
全羅南北道	11	30	34	26	21	14	16	151

1. この表は属地統計をそのまま集計にしたものなので、同一地主が数ヶ郡にわたって100町歩以上の土地を所有しておれば、1人の地主が数人の地主として表示されることになる

2. 全羅南北道の地主合計は152になるが原表のまま利用する。

3. 久間健一『朝鮮農業の近代的様相』(昭和10年)、4～5頁より。

旧植民地・朝鮮における日本人地主階級の変貌過程

一一二

(2)

高率となる。日本
學術振興会『米穀
経済の研究(1)』
(昭和一四年)、三
〇五―三〇六頁、
印貞植『朝鮮の農
業機構』(昭和一
五年)、二八八頁。
第一二表と第一
三表の地主数は調
査年次が同一であ
るにもかかわら
ず大きくくちが
つている。これは
前者が属地主義統
計をそのまま集計
したためであり、
後者は調査その
ものが属人主義
であったためであ
らう。

2 日本人地主化の社会経済的背景

(1) 「土地調査事業」、国有未墾地私下事業

朝鮮における「土地調査事業」は明治四三年から大正七年までの八十年以上の年月と、二千万円余の経費を使用して実施されたものである。その目的とするところは、「數百年來素乱を極めて殆ど其の経紀なく歴代の秕治と相俟ちて其の關係益錯綜し永く弊政の素地を為したる」⁽¹⁾土地制度及び地稅制度を改編し、「土地所有權の確認と地稅賦課の整理」⁽²⁾とを実施しようとしたものである。

この「土地調査事業」の内容は、(1)土地所有權の調査、(2)土地價格の調査、(3)地形地貌の調査の三つであるが、このうち、主要なそして緊急な調査は申告主義を基調とする土地所有權の調査であつた。⁽⁴⁾土地所有權の確定調査は従來収租權の保持者であつた朝鮮の貴族・官僚の封建的な占有地を、私有地として法的に確認し、これらの階級を日本帝國主義の支柱としたのであり、さらに、宮庄土・駅屯土・未墾地・干潟地・旧公田の大部分八八〇万町歩を「国有地」に編入した。このようにして、朝鮮總督府は朝鮮最大の地主となつたのである。⁽⁵⁾

このような土地所有權の確立は、土地の商品化を促進して土地所有者の分化・分解を促進した。つまり、土地所有權の確立は「日韓併合」前に朝鮮に進出した日本人地主の土地所有權を法的に保障し、これら日本人地主の土地集積・拡大を容易ならしめた。かくして、土地所有權の確認調査は、日本の寄生地主的土地所有を旧植民地・朝鮮で定着・再生させるための基礎事業であつた、ということができ得るであらう。地稅制度の改編は地稅の確保、財政基礎の確立が主要な目的であつたことはいふまでもない。⁽⁶⁾

このように「土地調査事業」は日本帝國主義による植民地支配の「根幹」⁽⁷⁾をなすものであり、土地に関する「統

治の基礎⁽⁸⁾をなすものであった。いいかえれば、「土地調査事業」は植民地支配体制構築の基礎工事だったのである。⁽⁹⁾

国有地には耕作可能な国有未墾地が存在するのであるが、この広大な国有地は明治四〇年七月発布の「国有未墾地利用法」によって、無償あるいは極めて安価に払下げが行なわれたのである。

「国有未墾地利用法」は、国有未墾地を「民有二非サル原野、荒蕪地、草生地、沼沢地及干潟ヲ謂フ」、と規定した。そして、この国有未墾地は開墾、牧畜、植樹、製塩、養魚等の事業を行なうものに貸付けられ（貸付期間は一〇年をこえることはできない）、予定の事業が成功した場合には、これらの土地は無償で付与される。その外、公共の利益となるべき事業のために貸付を受けた場合、農民もしくは漁民が宅地として貸付を受けた場合も、同様の規定が適用される。それ以外の事業目的の場合には有償払下方式がとられる。これらの付与もしくは払下げを受けた土地の税率は、その翌年より五カ年間は、その土地所在の道における最下級土地の負担の三分の一である。国有未墾地の貸付面積は、一出願につき原則として一〇〇町歩をこえることはできない。貸付料は一町歩当り年間五〇銭であるが、正当な理由があれば減免を受けることができる。⁽¹¹⁾

このような国有未墾地の処分が、明治末期、大正期における日本人大地主階級の形成にかなりの役割を果たしたことは否定できないであろうが、これを過大視することは危険である。というのは、総督府が大正一四年までに貸付の許可及び埋立の免許を与えた国有未墾地面積は一一万一千町歩余であったが、事業の完了したものは一万七千町歩余という程度であった。⁽¹²⁾ところで、大正一一年における日本人大地主の所有面積は二五万五千町歩であったので、この事業成功面積は七分にも達しない広さであり、しかも、この面積は日本人・朝鮮人の両方に対

して付与、払下げられた面積であるので、日本人だけをとってみれば、まだまだ僅少な割合になることはいうまでもなからう。しかし、これらの国有未墾地の多くが、山間僻地の瘠地ではなく、国家権力の衰退に伴った灌漑施設荒廃の歴史的所産であったことを想起するならば、日本人地主がこれらの国有未墾地の貸付をねらって暗躍したことは想像に難くないであろう。⁽¹⁴⁾

以上のようにみてくると、明治末期乃至大正期における日本人大地主階級の形成は、主として、朝鮮人地主及び朝鮮人自作農民よりの土地買収によるものであり、これらの大地主の多くは、前述のように「日韓併合」前後に朝鮮での土地所有に進出したものである、といえる。⁽¹⁵⁾

注(1) 朝鮮総督府臨時土地調査局『朝鮮土地調査事業報告書』(大正七年)、一頁。李朝末期の土地所有関係は従来の封建的土地所有関係が形骸化して、「土地私有権」が事実上成立しかかっていた。耕地の多くは貴族・両班が所有していて、農民で土地所有者たるものは極めて少なく、自作兼小作者あるいは純然たる小作者が最も多かった(前掲『朝鮮の農業機構』、二一、三三頁、朝鮮歴史編纂委員会編『朝鮮民族解放闘争史』、一九九頁、昭和二七年、邦訳参照)。明治三十八年頃における朝鮮各地の土地所有関係については京畿道、忠清道、江原道は前掲『韓国土地農産調査報告』の該道分、四〇五頁、慶尚道、全羅道は同じく三三五頁、黄海道一二二—一二三頁、平安道一七五頁、咸鏡道一〇二頁参照。

(2) 前掲『朝鮮土地調査事業報告書』、二頁。

(3) 右同、一頁。

(4) 朝鮮總督府『施政二十五年史』(昭和一〇年)、二四八頁。

(5) 前掲『朝鮮民族解放闘争史』、一八〇頁。

(6) 原田勝正「朝鮮併合と初期の植民地経営」、二二二頁(『岩波講座 日本歴史18 現代1』、昭和三八年)参照。

(7) 前掲『朝鮮土地調査事業報告書』、一頁。

(8) 左同。

- (9) 「土地調査事業」の結果、耕地面積は二七・七万町歩から四三・七万町歩へと五九%増大し、地稅收入は六六・八万円から一、一五六・九万円へと七四%増大し、これは當時の總督府財政收入において第一位を占めた（朝鮮民主主義人民共和國科學院歴史研究所『朝鮮近代革命運動史』、一八二頁、昭和三九年、邦訳）。

「土地調査事業」の実態については、前掲『朝鮮土地調査事業報告書』及び前掲、李在茂「朝鮮における『土地調査事業』の実体」参照。なお李在茂氏は同論稿において、朴文圭「農村社会分化の起点としての土地調査事業に就いて」（京城帝國大学法文学会編『朝鮮社会經濟史研究』所収、昭和八年）及び印貞植「土地調査事業を基軸とする朝鮮土地農村關係の變革過程」（前掲『朝鮮の農業機構』所収）の先驅的業績は、つぎの三点を明らかにしている、とのべている。「即ち、土地調査事業は、(一)朝鮮社会の内部的必然に由来したのではなく、したがって、日本帝國主義の植民地支配の要請と主導によつて遂行されたこと。(二)日本資本主義による朝鮮の植民地支配のための起点であり、その布右であること。(三)朝鮮農業における封建的生産關係の移行存続を内容とする私的土地所有の確認であること」（二六頁）。

林野調査は明治四四—大正三年の四カ年間にわたつて実施され、國有林、部落公有林、寺刹所有林、個人所有林等の所有權確定を行なつた。この際國有林各目で總督府が略取した林野面積は、全林野面積の四二%に相当する六七〇万町歩に達した（前掲『朝鮮近代革命運動史』、八三頁）。朝鮮における日本帝國主義の山林政策については、權寧旭「朝鮮における日本帝國主義の植民地的山林政策」（『歴史學研究』、第二九七号、昭和四〇年二月号）参照。

- (10) 未墾地面積は、大正七年調査で、河辺荒蕪地約七万町歩、干潟地約二〇万町歩、その他山麓傾斜地中約八〇万町歩、計一〇七万町歩と推定され（前掲『施政二十五年度史』、九二頁）、その大半は國有地であつた（朝鮮農會「朝鮮農業発達史（発達編）」、一一四頁、昭和一九年）。

- (11) 以上は「國有未墾地利用法」及び「國有未墾地利用法施行細則」による。前掲『韓國ニ於ケル農業ノ經營』、一二四—一二五頁。

- (12) 朝鮮總督府殖産局『朝鮮の農業』（昭和二年）、九頁。

- (13) 前掲、李在茂「日本帝國主義による朝鮮植民地化の基礎的諸指標」、一九頁。

- (14) 總督府側も、國有未墾地は処分面積の多き割には、その實際的利用が極めて不充分であると、つぎのように容認している。「貸付に際し徒に權利を獲得し売買を目的とせる者の取締不充分なこと等の原因に依り國有未墾地の処分は相

当進捗したるに拘らず其の利用は甚だ不振の
状態に在り」(前掲『朝鮮の農業』、八一九
頁、昭和二年)。なお全く同文の記述が昭和一
〇年発行の朝鮮總督府農林局『朝鮮の農業』、
九頁にも見受けられる。

(15) このことを、朝鮮總督府殖産局『小作農民
に関する調査』(昭和三年)では、日本人地主
の多くは「……朝鮮併合時の買収に係るもの
にして併合後益増加の傾向を有するは顯著な
る事実なり内地人の土地買収に付ては単に地
主の朝鮮人より内地人に交換せらるるに止ま
るもの元より多かるべきも自作農民にして其
所有を継続耕作することを条件として之を内
地人に放売し自ら小作人となる者も亦少な
からず」(二四九頁)、と述べている。

(2) 小作料徴収法、小作料高及び小作料形態
小作料徴収法 昭和初期の小作料徴収法には

つぎの三種類があった。(I)定租法——前述のよう
に豊凶にかかわらず、年々一定額の小作料を徴収
する方法であり、賄只・定賄・支定等とよばれる

第16表 地域別・田畑別小作料徴収形態(昭和初期)

(単位 割)

			田			畑		
			定	租	打	定	租	打
京畿道			2.4	0.2	7.4	8.7	極少	1.3
忠清北道			7.7	0.1	2.2	9.0	極少	1.0
忠清南道			3.2	1.3	5.5	9.2	0.1	0.7
全羅北道			4.5	4.9	0.6	9.84	1.02	0.14
全羅南道			3.6	5.1	1.3	9.0	0.30	0.70
慶尚北道			3.0	5.0	2.0	6.6	1.0	2.4
慶尚南道			4.7	3.1	2.2	8.6	0.3	1.1
黄海道			3.5	0.3	6.2	4.2	極少	5.8
平安南道			2.3	0.1	7.6	2.1	—	7.9
平安北道			0.6	0.1	9.4	2.0	—	8.0
江原道			4.2	0.1	5.7	5.9	0.3	3.9
咸鏡南道			1.7	0.1	8.2	2.2	0.1	7.7
咸鏡北道			0.5	0.1	9.4	1.4	—	8.6
平均			3.2	1.6	5.2	6.06	0.14	3.8

朝鮮總督府『朝鮮ノ小作慣行(上巻)』(昭和7年), 117頁より。

場合もある。(Ⅱ)執租法——毎年作物の登熟前後に地主自らもしくは舎音(管理人)を派遣して小作人立会のうえ、水田の立毛のまま収穫量を検見し(日本人地主には坪刈査定をなすものが多い)、小作料高を決定する方法である。これは別名執穂・看穂・看坪ともいわれた。(Ⅲ)打租法——地主またはその代理人が小作人と立会のうえ、収穫の際に稲束数をもって、あるいは、打穀調整の際に穀物量をもって折半する方法である。この方法には打作・併作・束分の別名もある。⁽¹⁾この打租法という分益小作制は漸進的ではあるが、小作農民経営における農業生産力上昇の果実を、自動的に地主に取得させることになって地主の収益率を高める。つきに、このような三種類の小作料徴収法がどのような割合で朝鮮全土に分布しているかをみると(第一六表)、田においては打租五割二分、定租三割二分、執租一割六分と、打租・刈分小作制度が半分以上を占めている。畑においては定租六割六厘、打租三割八分、執租一分四厘と、定租が最も多くなっている。

小作料高 小作料の生産高にたいする割合は小作料の徴収方法によって若干異なり(第一七表)、定租法では一般的には四―五割であるが、高いものでは八―九割というものもある。執

小作料率 (昭和初期)

(単位 割)

租		打				租	
最	低	最	高	当	通	最	低
田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
3.00	1.00	7.50	6.00	5.00	5.00	4.00	3.40
4.50	4.00	5.00	5.00	5.00	5.00	3.00	3.00
4.40	4.40	5.30	5.20	5.10	4.90	4.40	4.30
3.00	5.00	7.00	6.00	5.00	5.00	3.00	3.00
3.00	3.00	7.00	6.00	5.00	5.00	4.00	3.00
3.00	2.00	6.50	6.50	5.00	5.00	3.00	3.00
4.30	3.90	5.70	5.40	5.00	4.90	4.30	4.20
4.50	4.00	7.00	6.50	6.00	6.00	4.00	3.70
3.00	3.00	—	—	5.00	5.00	—	—
5.00	—	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	3.30
4.00	4.00	6.00	6.00	5.00	5.00	4.00	2.00
4.00	4.00	6.00	6.00	5.00	5.00	3.50	3.50
5.00	—	5.50	5.90	5.00	5.00	4.30	4.20

租法では五割を標準とするけれども、収穫量を実収額以上に査定する場合があるので、六割を超えることも少なくない。打租法では折半を原則とするけれども、租税、種子の負担関係、藁稗等の帰属如何によつて分配率にかなりの差異を生ずる⁽²⁾。田小作料率は畑小作料率に比して若干高い。

小作人はこのような小作料負担の外に、本来地主の負担すべき公租（大正三年発布の地稅令）及び公課を、負担している場合がある。昭和初期において、地主でこれらの公租公課を小作人に転嫁しているものは（第一八表、四割六分、自分で負担するものは五割四分であり、小作人で公租公課の被転嫁者は四割八分、不被転嫁者は五割二分である。これを地域別にみると、忠清北道、慶尙道、全羅道で、公租公課を小作人に転嫁する地主が多い。つまり、南韓を中心と

第17表 地域別・小作料徴収法別・田畑別の

	定 租						執			
	最 高		普 通		最 低		最 高		普 通	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
京畿道	9.00	8.00	5.00	5.00	2.50	1.50	8.00	7.50	5.00	5.00
忠清北道	7.30	7.10	5.00	4.00	2.00	*0.30	7.50	7.50	5.00	5.00
忠清南道	6.00	5.50	4.90	4.40	3.90	3.50	6.50	5.60	5.10	5.10
全羅北道	8.00	7.00	4.50	4.00	3.00	1.00	8.00	6.40	5.00	5.50
全羅南道	7.00	6.00	5.00	4.00	3.00	2.00	7.50	7.50	5.50	5.50
慶尙北道	8.00	8.00	5.00	4.50	2.30	2.00	8.00	7.50	5.50	5.00
慶尙南道	6.50	6.10	5.10	4.50	3.80	3.50	6.90	6.70	5.20	4.80
慶尙海道	6.00	6.00	4.00	3.50	—	—	7.00	6.50	5.50	5.00
平安南道	7.50	7.40	4.50	4.50	3.00	3.00	6.80	4.70	5.00	4.00
平安北道	7.00	7.00	4.50	4.50	2.00	2.00	7.00	—	5.50	—
江原道	7.00	7.00	4.90	4.70	3.00	4.70	7.00	6.50	5.00	5.00
咸鏡南道	6.00	6.60	4.80	4.30	3.00	2.00	6.00	5.70	5.10	5.00
咸鏡北道	5.80	5.50	4.70	4.40	3.60	3.30	5.00	—	5.00	—

1 * 印は原数字のまま。

2 前表資料の172, 238~239頁より。

する水田地帯に、このような地主が多かったのである。このことは、後述のようにこれらの地帯の地主が、田畑純収益において、多額であつたことの一因でもある。⁽³⁾

小作人は小作料、租税、公課等の負担の外に、舍音の報酬、検見の手数料、地主・舍音の變應接待費、計量代、調整場使用料、地主・舍音への贈物、地主・舍音の住宅修理、掃除の手伝、冠婚葬祭時の労働提供等の特殊な負担が存在した。⁽⁴⁾

小作料形態

小作料形態は(第一九表)、

水田において、現物納が圧倒的に多く九割四分、代金納三分九厘、金納二分三厘、畑においても現物納が圧倒的に多く九割二分、代金納四分、金納は水田よりも若干高くて三分九厘である。これを地主別にみると、個人地主では現物納が多く、官公有地では金納及び代金納が多い。個人地主で代金納もしくは金納とする地主は、不在地主が多い。⁽⁵⁾

第18表 地域別公租公課の小作人負担状況(昭和初期) (単位・割)

地 主	小 作 人			
	転嫁者	不転嫁者	被転嫁者	不転嫁者
京畿道	2.1	7.9	2.5	7.5
忠清北道	7.8	2.2	9.2	0.8
忠清南道	4.1	5.9	4.4	5.6
全羅北道	5.8	4.2	5.6	4.4
全羅南道	4.5	5.5	5.1	4.9
慶尚北道	8.0	2.0	8.0	2.0
慶尚南道	7.2	2.8	7.0	3.0
黄海南道	3.6	6.4	3.8	6.2
平安南道	2.9	7.1	3.6	6.4
平安北道	0.5	9.5	0.6	9.4
江原道	6.3	3.7	6.5	3.5
咸鏡南道	2.3	7.6	2.4	7.6
咸鏡北道	4.1	5.9	4.3	5.7
平 均	4.6	5.4	4.8	5.2

前掲『朝鮮ノ小作慣行(上巻)』, 560頁, 鈴木正文『朝鮮經濟の現段階』(昭和13年), 451頁より

注(1) 前掲『朝鮮の農業』(昭和七年), 一七三—一七四頁。

(2) 租税、種子の負担、農具の帰属関係について、右同書はつきのようにのべている。「(イ)收穫物と地主、小作人の雙方折

第19表 地域別・田畑別小作料形態（昭和初期）

（単位：割）

	田			畑		
	現物納	代金納	金納	現物納	代金納	金納
京畿道	9.6	0.3	0.1	9.4	0.4	0.2
忠清北道	8.8	0.2	極少	9.4	0.3	0.1
忠清南道	9.58	0.38	0.04	9.67	0.28	0.05
全羅北道	9.4	0.48	0.12	8.70	0.50	0.80
全羅南道	9.1	0.70	0.20	8.80	0.90	0.30
慶尚北道	9.30	0.65	0.05	9.10	0.70	0.20
慶尚南道	9.30	0.50	0.20	9.60	0.30	0.10
黄海南道	9.7	0.1	0.2	9.5	0.2	0.3
平安南道	9.8	0.1	0.1	9.66	0.19	0.15
平安北道	9.66	0.22	0.12	9.54	0.28	0.18
江原道	9.2	0.6	0.2	8.9	0.6	0.5
咸鏡南道	9.0	0.2	0.8	8.7	0.4	0.9
咸鏡北道	9.5	—	0.5	8.6	極少	1.4
平均	9.39	0.39	*0.29	9.21	0.40	0.39

1. * 印は本文で2分3厘となっている
2. 第16表資料の104~105頁より

(3)

公租公課の小作人への転嫁傾向及び日本人地主の状況について、前掲『朝鮮ノ小作慣行』上巻、はつきりようにのべている。公租公課の小作人への転嫁傾向は「……一部地主中ニ漸次之ヲ匡正シ自ラノ負担スルモノアルモ其ノ反面ニハ却ソテ従半し、地税及種子を地主の負担とするもの。(ロ)収獲物中より先づ地税及種子代に相当する数量を先取控除し其の残余を雙方に折半するもの。(ハ)地主地税を納め小作人種子を負担し(穀稈類を折半する場合と小作人に取得せしむる場合との二あり)収獲物を折半するもの。(ニ)地主は種子を負担し、小作人糞糞を収得して地税を負担し収獲物折半するもの。(ホ)着穂の僅分配し粟の半量をも地主に於て収得するもの。右の内地税は名義上地主の負担とすれども實際は小作人に転嫁し種子は小作人之人を提供する代り穀稈類全部を収得するもの多し。」(一七四—一七五頁)。

来地主ノ負担トセル公租公課ヲモ小作人ニ転嫁スルモノアリ、殊ニ古来地主ノ負担タリシ西北鮮地方ニ於テ之ヲ小作人ニ転嫁スルモノ次第二増加ノ形勢ニアリ、蓋シ之レ近年小作人増加シ小作權ノ争奪行ハレ亦其ノ氣運アルヲ寄貨トシ地主利慾上之ヲ小作人ニ転嫁スルモノノ如シ、但シ内地人地主ニ於テハ之ヲ小作人ニ転嫁スルモノ極メテ少ク又小作料ノ定租、打租、執租ノ區別ニ依レハ定租ノ場合ニ比較的小作人ニ転嫁スルモノ尠キ状態ニアリ。(五五九—五六〇頁)。

(4) 前掲『植民史』三四四頁。

(5) 前掲『朝鮮ノ小作慣行』上巻、一〇三頁。

旧植民地・朝鮮における日本人大地主階級の変貌過程

(3) 土地利廻りの推移

日本人大地主階級の進出地帯は前述のように朝鮮地帯だったのであるが、これらの地帯の昭和期における田畑純収益額は朝鮮最高であった（第二〇表）。土地利廻りでは（第二一表、朝鮮地方よりも北鮮地方が高くなっているが、これは、北鮮地方の純収益額は最低であるにもかかわらず、売買地価が、それ以上に低廉であったためである。このように、北鮮地方の売買地価が低廉であったのは、同地帯が自然的条件の劣等な地域であったこと、と同時に交通・市場条件においても劣悪であったことによる。全鮮平均の田畑利廻りは漸減傾向を示しているが、特に昭和恐慌期の減少は著しい。この土地利廻りの減少は、この期間における米価・農産物価格の低下が大きく作用していることはいままでもないであろう。

つきに、朝鮮におけるこのような田畑利廻りの

第20表 地域別田畑純収益の推移（昭和3～15年）

（単位・円）

	南鮮地方		中鮮地方		西鮮地方		北鮮地方		平均	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
昭和3年	4.22	1.79	4.02	1.40	3.05	1.12	3.93	1.81	3.97	1.53
5	3.72	1.43	3.49	1.29	2.81	1.11	2.85	1.28	3.33	1.31
6	2.16	0.83	1.97	0.76	1.86	0.84	1.91	0.86	2.03	0.82
7	2.96	0.99	2.50	0.91	1.98	0.79	1.92	0.84	2.48	0.90
8	2.97	1.02	2.71	1.02	2.20	0.86	2.06	0.91	2.59	0.97
9	3.23	1.12	2.10	1.14	2.38	0.91	2.16	1.00	2.84	1.06
10	4.16	1.45	4.15	1.46	3.15	1.18	2.75	1.20	3.69	1.35
11	4.89	1.73	4.60	1.76	3.70	1.39	3.58	1.48	4.34	1.62
12	5.09	1.80	4.77	1.77	3.90	1.44	3.85	1.54	4.55	1.67
13	5.47	2.00	5.18	1.88	4.28	1.56	4.17	1.64	4.92	1.81
14	5.79	2.16	5.82	2.20	4.90	1.83	4.92	1.96	5.46	2.06
15	6.91	2.78	7.09	2.67	6.81	2.64	6.35	2.64	6.84	2.70

1. 普通田畑100坪当り純収益額である。
2. 南鮮地方は慶尙南北道，全羅南北道，中鮮地方は忠清南北道，京畿道，西鮮地方は黄海道，咸鏡南北道である。
3. 朝鮮殖産銀行『全鮮田売買価格及収益調査』の各年度分より作成。

高さを他の利廻りと比較すると(第二表、単純に比較することはできないけれども一応のめやすをつけるために)、田畑利廻りは八・九分の高さを示しているのに対して、朝鮮における主要会社の株式利廻りは六・七分、普通銀行の定期預金利率は四・六分、の高さであつて、土地利廻りが一貫して高くなっている。そして、両者の利廻り格差が益々拡大していることは特徴的である。このように昭和期における朝鮮での土地所有は、株式投資及び定期預金よりも経済的に有利であつた、ということができる。ここに、昭和期における日本人地主の土地集積・所有規模拡大の経済的根拠が存在するのである。

さらに、このような朝鮮での土地利廻りを日本のそれと比較すると(第三表)、前者が高くなっている。この土地利廻り格差は縮小傾向にある。これは、土地売買価格及び純収益の格差が漸次縮小してきたことによるものであるが、特に田においてその

第21表 地域別の田畑売買価格に対する賃貸純収益率の推移

(昭和3～15年) (単位 割)

	南鮮地方		中鮮地方		西鮮地方		北鮮地方		平均	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
昭和3年	0.85	0.94	0.85	0.90	0.79	0.85	1.04	1.00	0.87	0.92
5	0.82	0.91	0.88	1.01	0.80	0.87	0.95	0.94	0.84	0.92
6	0.70	0.75	0.78	0.83	0.75	0.86	0.93	0.96	0.77	0.83
7	0.89	0.91	0.90	0.96	0.82	0.90	0.92	0.95	0.88	0.95
8	0.83	0.89	0.85	0.92	0.82	0.88	0.91	0.96	0.85	0.90
9	0.84	0.88	0.84	0.88	0.76	0.79	0.87	0.90	0.83	0.87
10	0.88	0.96	0.88	0.94	0.79	0.83	0.84	0.91	0.85	0.92
11	0.85	0.92	0.78	0.85	0.77	0.86	0.86	0.88	0.82	0.88
12	0.83	0.87	0.75	0.81	0.77	0.84	0.84	0.88	0.80	0.85
13	0.83	0.87	0.78	0.83	0.75	0.82	0.85	0.90	0.80	0.86
14	0.77	0.83	0.75	0.82	0.74	0.80	0.81	0.87	0.77	0.83
15	0.78	0.85	0.72	0.80	0.71	0.79	0.72	0.80	0.74	0.81

1. 普通田畑の賃貸純収益率である
2. 前表資料の各年度分より作成。

ことが顯著である。しかし、ここで重要なことは、朝鮮での土地利廻りが日本のそれに比して一・五一・八倍の高さであった、ということである。このように朝鮮での土地所有が高率の土地利廻りをあげたのは売買地価が低廉であったこと及び植民地的条件のもとで、高率の小作料を持続的に収得しうる体制的保証が確立していたからである。

三、日本人大地主階級の系譜別類型と変貌過程

ここでは、明治四一年から昭和六年までの期間に、一カ年でも八〇〇町歩以上の土地を所有していた六九の大地主のうち、系譜別分類の可能な大地主五三を検討の対象とする。(一)では内地地主七、朝鮮内地主二、草族地主二、銀行地主一、寺院地主一、計一三を検討し、(二)では国家地主一、半国家地主二、計三を考察し、(三)では商業資本地主、金融業関係地主一七(海運業関係者三、大阪商人五〔中京商人一含む〕、長岡商人四、その他商人二、金融業関係者三、

第22表 土地利廻りと株式利廻り、銀行預金利率との比較 (昭和3~15年) (単位 期)

昭和	年	田	畑	朝鮮主	株式	普通銀行
				株	定期	定期預金
	3	0.87	0.92	...	...	0.70
	4	0.82	0.88	0.71	...	0.62
	5	0.84	0.92	0.73	...	0.61
	6	0.77	0.83	0.69	...	0.60
	7	0.88	0.95	0.70	...	0.56
	8	0.85	0.90	0.64	...	0.50
	9	0.83	0.87	0.60	...	0.45
	10	0.85	0.92	0.64	...	0.43
	11	0.82	0.88	0.65	...	0.42
	12	0.80	0.85	...	...	0.41
	13	0.80	0.86	...	...	0.40
	14	0.77	0.83	...	...	...
	15	0.74	0.81	...	...	...

1. 田畑は普通田畑の平均である
2. 田畑利廻りは、朝鮮殖産銀行『第13回全鮮作田売買価格及収益調』(昭和15年)、24頁より。
3. 株式利廻りは前掲『朝鮮農業発達史(発達篇)』、594頁より。
4. 銀行利率は、朝鮮総督府『昭和8年朝鮮総督府統計年報』、238頁、『昭和13年朝鮮総督府統計年報』、183頁より

地場資本地主一〇、産業資本地主五、財閥資本地主五、計三七を検討する。

(一) 内地地主、朝鮮内地主、華族地主及びその他地主の推転過程

内地地主階級の朝鮮への進出は二つの時期に大別される(付表二)。一つは「日韓併合」前の時期と、他の一つは朝鮮産米増殖計画の樹立された大正九年である。

「日韓併合」前に朝鮮への土地所有に進出した内地地主は、鎌田勝太郎と、同氏の経営する朝鮮実業株式会社⁽¹⁾及び石川県の地主・商人の共同出資によって設立された石川県農事株式会社⁽²⁾である。これらの内地地主は全羅北道、全羅南道の水田中核地帯に巨大な土地を所有し(一、二〇〇—四、一〇〇町歩)、昭和期まで一貫して水田中心の小作制大農場を経営して高率の農場収益をあげた。⁽³⁾これらの地主は内地での

第23表 朝鮮と日本との田畑売買価格、純収益及び利廻りの比較

(昭和6, 12年) (単位 反当り, 円)

		売 買 価 格(A)		純 収 益(B)		利 廻 り $\frac{(A)}{(B)}\%$	
		田	畑	田	畑	田	畑
昭和6年	朝鮮(A)	81.0	30.0	6.09	2.46	0.77	0.83
	日本(B)	432.0	254.0	14.64	8.75	0.369	0.389
	A/B (%)	18.8	11.8	41.6	28.1	208.7	213.4
昭和12年	朝鮮(A')	174.0	60.0	13.65	5.01	0.80	0.85
	日本(B')	469.0	260.0	23.38	11.19	0.541	0.485
	A'/B' (%)	37.1	23.1	58.4	44.8	147.9	175.3

- 1 田畑とも普通田畑の平均である。
- 2 利廻りは、物件に対する比率の総和を調査件数にて除したものである。
- 3 朝鮮の場合には100坪当りが算出されているので反当りに換算した。
- 4 日本は北海道を除く数字である。
- 5 朝鮮は朝鮮殖産銀行『全朝鮮田畑売買価格及収益調査(第12回)』(昭和15年), 4, 21—23頁より作成。

日本は日本勧業銀行『第6回全国田畑売買価格及収益利廻り調査』(昭和13年), 11—12, 39, 43頁より作成

土地所有規模からいうと一〇〇町歩以下の地主で、それ程大きな地主ではなかつた。⁽⁴⁾したがって、これらの地主は地主的土地所有・高率小作料の収取を拡大するために、朝鮮での土地所有に進出したものである、といえるであろう。そして、早くも大正初期―中期には、千町歩以上の巨大地主にのしあがるのである。

朝鮮産米増殖計画の樹立と軌を一にして、朝鮮での土地所有に乗り込んで来た内地地主には、三重県の巨大地主諸戸清六⁽⁵⁾（これは時期が若干早くて大正六年）、愛知県の大地主階級の共同出資によって組織された愛知産業株式会社⁽⁶⁾、群馬県の耕地大地主・巨大山林地主である半田善四郎⁽⁷⁾、新潟県の巨大地主である白勢一族の白勢春三・暲作（春三長男）の経営する二葉社⁽⁸⁾等がある。これらの地主のうち、諸戸清六のみが千町歩以下（大正中期以降一貫して八〇〇町歩水準）であって、その他の地主はいずれも、昭和初期には千町歩水準に達する。昭和初期の農業恐慌時には所有面積が若干減少するけれども、千町歩水準を堅持している。これら四地主のうち、愛知産業会社を除いた地主は、いずれも水田中心の小作制大農場を経営して、内地における水田小作経営の妙味を拡大再生産している。

この産米増殖計画期に朝鮮での農場創設に進出した地主は、内地での地主的土地所有の危機を、朝鮮への転進によって回避しようとしたものである。つまり、地主制の危機に直面した内地大地主が、産米増殖計画という国家的意図とタイアップして、朝鮮で失地回復し、高率小作料の収取体制を、朝鮮で再現・拡大しようとしたものである。このように内地大地主の進出は、造田化のための国家資本の投下をバックアップとした朝鮮への乗り込みであったために、全羅北道、京畿道等の水田造成の可能な地帯を中心に行なわれた。

朝鮮内地地主は（付表二）熊本利平⁽⁹⁾と末永省三の両名である。両者とも、早期に朝鮮での土地所有に進出したことが特徴的である。熊本利平は全羅北道における著名な個人地主であり、朝鮮へ早期に進出した日本人地主と同様に、

全羅北道の穀倉中核地帯である全州、金堤、益山、沃構、井邑等に巨大な水田を所有した。その所有面積は明治四一年にすでに一、六〇〇町歩（水田一、五〇〇町歩）、大正末期三千町歩規模（水田二、六〇〇町歩）に増大し、昭和期にはこの所有規模を保持している。このように熊本農場は水田中心の小作制巨大農場であった。末永省三は干拓事業を中心に所有面積を拡大した地主であり、その所有規模は昭和初期に千町歩水準に達する。

華族地主の朝鮮における土地所有への進出は少なく、侯爵細川護立と侯爵徳川頼倫の二人だけである（付表二）。細川護立の朝鮮での土地所有進出は早期で、明治三十七年のことである。そして、明治四一年には全羅北道の水田中核地帯に千町歩以上の土地を所有し（水田が圧倒的）、それ以降、全羅南道の水田中心地帯にも進出して耕地を所有し、大正末期には水田中心の二千町歩地主となる。昭和期にはいっても、この二千町歩規模は不変である。この細川家所有の水田は、全州平野でも最良の土地であったといわれている。

徳川頼倫は大正五年に朝鮮での土地所有に乗りだし、大正末期に九〇〇町歩、昭和初期には千町歩に達するが、その後所有面積が漸減し、昭和六年には六〇〇町歩規模となる。

華族の土地所有への進出が、朝鮮において、このように少なかったことは皇室御料地設定、華族制度の整備拡充の時期（明治一七―二三年）と、朝鮮植民地化の時期とが、相当ずれていたことによるものであろう。華族制度の整備拡充期と、土地所有への進出の好条件発生期とが、ほぼ一致したのは内国植民地・北海道においてである。かくして、明治一九―三〇年代までの期間に、旧領主＝華族の多くが、華族財産造成・経済的基盤再生の一方策として、北海道での土地所有に大挙して乗り込み、大正中期まで全盛を誇る⁽¹²⁾。

その他の地主としては（付表二）、銀行大地主と寺院大地主とが存在する。銀行地主の代表は朝鮮殖産銀行であり、

これは土地改良・造田資金の貸付担保とした土地が流れ込んだものである。昭和恐慌期にはこの流れ込み地の面積は九〇〇町歩以上に達し、千町歩水準に接近する。寺院地主としては普賢寺が存在するが、これは巨大山林地主である。

注(1) 鎌田家は代々香川県綾歌郡坂出町で醤油製造及び酒造業を営んでいたものであり、鎌田勝太郎は明治一六年塩産合資会社社長、明治三〇年讃岐紡績会社社長（大正七年倉敷紡績会社に合併）を歴任した（坂出市史編纂委員会『坂出市史』、一七六一七七、二〇三一二〇四、二〇八一〇九頁、昭和二十七年）。朝鮮実業会社の昭和一〇年における資本金は三六〇万円（払込三六〇万円、以下同）で、事業目的は「一土地其の他不動産の買入、二農業及び附帯事業、三植林事業、四金銭貸付、五鉱業」を行なうことであつた（中村賢良編『朝鮮銀行会社組合要録（昭和一〇年）』、四二二頁、昭和一〇年、以下『要録（昭和一〇年）』と略記）。鎌田勝太郎は朝鮮興業会社取締役、東洋生命保険会社監査役等、淡沢直系会社の重役を兼ねることによって、中央財閥と関係していた（淡沢青淵記念財団竜門社編『淡沢栄一伝記資料』、第一六卷、六三六―六三七頁、昭和三二年、以下『栄一伝記資料』）と略記、鹿沼良三編『朝鮮興業株式会社二十五年报』、三頁、昭和四年）。鎌田勝太郎は政界にも進出して香川県会議長、衆議員議員、貴族院の多額納税議員も歴任した。

(2) 石川県農事会社は明治四〇年一二月資本金一〇万円で金沢市に設立された会社であり、創立当初の事業目的は、(イ)耕地の購入、(ロ)小作移民の保護奨励、(ハ)農作物の試作等を行なうことであつた。購入した土地は引続き朝鮮人に小作せしめていたが、順次石川県より小作移民を招致する方針であつた。石川県はこの会社に対して補助金を交付していた。この会社の初代社長である矢田與之は地主、昭和期の社長（筆頭株主）であつた。中島徳太郎は石川県の多額納税者であり、和洋紙商及び金融業を営んでいた（猪野三郎編『大衆人事録』、昭和三年版、ナの九七頁、昭和二年）。なお石川県農事会社の詳細については、前掲『朝鮮農業概説』、一一五―一八頁、前掲『要録（昭和二年）』、一九三頁、同（昭和一〇年）、二〇八一―二〇九頁参照。

(3) 朝鮮実業会社の配当率は第一期―三割六分、一五期―六割二分、一六期―一割三分、一七―二九期―一割四分、三〇期―一割二分であつた（前掲『要録（昭和一〇年）』、四二二頁）。石川県農事会社の配当率は第二期―三割、一四―一七期―一割、一八期―三割五分、一九期―一割四分、二〇―二二期―一割二分、二五期―一割、二六期―一割五分、二

七期—二割、二八—二九期—一割五分であった。そして、昭和一〇年における積立金は一八万円に達した（資本金四〇万円、払込二七万円、前掲『要録（昭和一〇年）』、二〇八頁）。

- (4) 鎌田勝太郎は明治二七年九月に行なわれた第四回衆議院議員選挙で議員に選出されたのであるが、その時の議員名簿をみると、地租額六四四・五三二円、所得税一・一三・一六円、と記載されている。この地租額を地価に換算すると二万五千七八一・二円となり、これは五〇町歩前後の土地所有規模となる（当時の香川県田反当平均価格五二・一五円で換算、『日本帝国第一四統計年鑑』）。明治三一年には地価額が五万〇三二九円となり、これを明治三一年の香川県田反当価格五一・九五円で換算すると、九六・九町歩となる（日本全国商工人名録発行所編『日本全国商工人名録（全）』、明治三一年、以下『商工人名録』と略記、『日本帝国一統統計年鑑』）。大正一三年の耕地所有面積は六六・〇町歩である（以下大正一三年の耕地面積は農林省農務局『大正一三年調査、五十町歩以上ノ大地主』、農業発達史調査会編『日本農業発達史』第七巻、昭和三〇年による）。

石川県農事会社の初代社長であった矢田與之の明治三一年における地価額は三万五千九七〇円、これは田に換算すると八三・四町歩となる（前掲『商工人名録』、『日本帝国一九統計年鑑』）。大正一三年の耕地面積は二八六・六町歩であり、これは石川県在住の地主では最大の地主である（土地の所在地は北海道虻田郡）。昭和二年の大株主であった米谷半平の明治三一年における地価額は一万四千二二七円、これは田に換算すると三三・〇町歩となる（資料は矢田に同じ）。

- (5) 諸戸清六は伊勢桑名の出身であり、大正一三年における耕地所有面積は一、二三六・八町歩、昭和二四年における諸戸一族の山林所有面積は三、五四八町歩（群馬、千葉、三重の各県、日本林業資料刊行会『日本林業年鑑——昭和二五年版——』、四八八頁。これは五〇町歩以上所有山林の集計であるので実際の所有面積はこれより多くなる。以下昭和二四年の山林所有面積は同書による）であった。諸戸清六は中央巨大財閥三菱系会社に投資して三菱系会社の重役を数多く兼ね、『三菱系の大投資家』ともいわれた（樋口弘『日本財閥論』（下）、二二五頁、昭和一七年。以下『樋口財閥論』と略記）。なお諸戸清六については平凡社『大人名事典』第六巻、（昭和二九年）、三四二—三四三頁参照）。

- (6) 愛知産業会社の昭和一〇年における資本金は一二二万五千円（一二二万四千八七三元）であり、株式総数二万四千五〇〇株（株主一二二名）のうち、大株主は岩瀬弥助（二、三〇〇株、大正一三年の耕地所有面積は二〇〇・〇町歩）、山田佑一（二、三〇〇株、五一・一町歩、稻沢銀行頭取）、堀尾茂助（一、三〇〇株、社長）、中村耕蔵（一、九九五株、

六二・五町歩、黒田淳二（八一〇株）等であり、取締役の松沢清次（治）郎は五五・九町歩の地主であった（前掲『要録（昭和一〇年）』、四二五頁、その他）。昭和二年における利益金は三万〇五八八円、これは資本金に対して二割五分の利益率である（前掲『要録（昭和二年）』、二六一頁より算出）。なお愛知産業会社については渋谷隆一「地主的な地方銀行の性格と機能」、二〇〇―二〇二頁（『本誌』第九卷第四号、昭和三〇年一〇月号）参照。

(7) 半田善四郎は群馬県の地主、呉服商、多額納税者である。明治三十一年における地価額は半田平次郎（善四郎父）の名義で三万五千九七〇円、これは畑に換算して八五・一町歩となる（前掲『商工人名録』、『日本帝国一九統計年鑑』）。大正一三年の耕地所有面積は一〇・七町歩、昭和二四年の山林所有面積は半田一族で二、二二一町歩である。半田善四郎は原市銀行、長野電燈、軒井沢天然水業等の取締役、大日本山林会、帝国森林会の評議員、群馬県山林会副会長をも歴任した（前掲『大衆人事録』、ハの八一頁）。

(8) 白勢春三は新潟県実業界の重鎮。明治三十一年における地価額は一万一千八七五円、これは五九・四町歩の土地所有面積となる（反当二〇円として換算）。明治四〇年（三四年？）五〇・六町歩、大正一三年の耕地所有面積二一七・八町歩、昭和一年には田七五六・一町歩、畑四四・四町歩を所有した（小池芳雲編『新潟県衆議院議員選挙人地価備考名録』、三頁、明治三一年、野沢代次郎編『越佐地価持精覧』、三―四頁、明治四〇年、新潟県農地課『新潟県農地改革史』資料五、二九七、二九九頁、昭和三二年）。二葉社は明治四四年二月、資本金一万五千円の合名会社組織で発足し、朝鮮での農林業経営が事業目的であった。そして、大正九年には株式会社組織で発足した。この二葉社は、白勢合名会社（昭和一二年の資本金二〇〇万円、払込一五六万円）の直系会社である。白勢春三は昭和七年八月命懸命卜郎、渡辺三左衛門等と資本金二〇万円の株式会社愛隣社を設立し、北朝鮮で四〇〇町歩に上る大植林事業に着手した。そして、昭和一〇年には五、三七一町歩に所有面積を増大した（初代社長白勢春三、二代白勢量作、三代田巻堅太郎―千町歩以上巨大地主。大林力三編『新潟商工会議所六十年史』、二〇六、二一五頁、昭和三三年、前掲、権智旭「朝鮮における日本帝国主义の植民地的山林政策」、一七頁）。この外白勢春三は昭和七年、貴族院の多額納税議員となり、量作は川崎系の日本火災会社、帝国火災会社の重役の椅子に納まって中央財閥川崎と関係をもっていた（前掲『樋口財閥論』（下）、二〇八頁）。なお白勢春三・量作についての詳細は「樋口財閥論」（下）、二〇七―二〇八頁、『新潟商工会議所六十年史』、七二―七三頁参照。

(9) 熊本利平は長崎県老岐の出身。電力王松永安左衛門の妹と結婚した(前掲『大衆人事録』、マの四一頁)。熊本利平について『群山開港史』は、「熊本君は老岐勝本の産にして(中略)明治三十七年日露戦争中に現金三千円を懐にして群山に遶つて来られたのか朝鮮生産の一步にして(中略)大正元年には財界が少し上調子に向ひて、地価も段々と高まり、続いて又同三年には、世界大戦争の序幕に入りて、朝鮮の財界も、世界的膨張の趨勢に刺激されて好転するや、其の勢に乗じて、辰には東郊に千畝の土地を併せ、夕には西辺に万頃の水田を兼ねるの勢あり、瞬時にして、参千二百町歩と言ふ大地主になったのである。」とのべている(久岡健一『朝鮮農業の近代的様相』、五頁、昭和一〇年)。

(10) 細川護立は旧熊本藩主細川護久(侯爵)の四男、分家して男爵となるが、兄護成の死後、細川宗家を相繼して襲爵する(前掲『大人名事典』第五卷、五一五頁、『大衆人事録』、ホの二二頁)。細川護立は明治三五年に設立された「朝鮮平島の経済的事柄を調査攷究し、其利源を開発し日韓通商の發達を図るを以て目的とす」る朝鮮協会の副会長に就任し、朝鮮への進出時期を虎視眈眈として伺っていた。この朝鮮協会の会長は公爵島津忠濟、副会長渋沢栄一、会計監督大倉喜八郎、理事長日下義雄であった(前掲『栄一伝記資料』(4)、六五三―六五五、六五八頁)。細川護立は熊本県下に大面積の耕地を所有していた。大正一三年における耕地所有面積は六五七・〇町歩であり、これは熊本県における最大の耕地所有者であった。さらに山林所有でも、昭和二四年、北海道胆振支庁白老村に一、五三八町歩の面積を所有していた。

(11) 徳川頼倫は徳川宗家の繼承者である徳川家達(公爵、明治三六年―昭和八年貴族院議長)の弟であり、元和歌山藩主徳川茂承(侯爵)の紀州家の家督相続者である(前掲『大人名事典』第四卷、四〇六、四一三、四二四頁)。

(12) 前掲、拙著『日本資本主義と地主制』、一五一―一五三頁参照。

(二) 国家地主、半国家地主の推転過程

国有地形成の端緒は明治二七年の「甲午改革」⁽¹⁾で李王朝の直營地的なものを官有地となし、これを明治四一年六月、韓国皇室財産整理の結果、これを国有地という名称の地籍に編入したことである。⁽²⁾そして、これらの土地はそ

旧植民地・朝鮮における日本人大地主階級の変貌過程

の他の国有土地とともに「駅屯土」⁽³⁾という名称のもとに包括され、李王朝の経済的基礎は権力的に「武装解除」された。明治四十二年における総面積は（付表三）一萬八千九百七十七歩（田四萬四千六百三十一歩、畑四萬五千七百八十八歩、宅地三、一八三歩、その他二萬五千三百三十三歩）、小作人は二萬八千四百人余であった。この「駅屯土」は「平坦膏腴の地」⁽⁴⁾であつて、その面積は朝鮮総耕地面積の六分弱、小作人は朝鮮小作人総数の一割四分であつた。⁽⁵⁾大正一四年における「駅屯土」面積一〇万一千町歩（総耕地面積の二・二%）、小作人一八万七千人、小作料三一・二万円、⁽⁶⁾昭和四年には七万六千町歩（一・七%、一五万一千人、⁽⁷⁾であつた。このように「駅屯土」面積が減少しているのは、大正九年から一〇カ年々賦で、小作人に払下げる方針を決定し、これを実行したためである。以上のように國家は最良の耕地を所有する朝鮮最大の地主であつた。このような国有地の最良部分の現物出資を中核として設立されたものが、つぎにのべる半國家会社としての東洋拓殖株式会社である。

半國家地主としては（付表三）、東洋拓殖株式会社と鮮滿拓殖株式会社とが存在する。これらの兩地主は前述の國家地主につぐ、朝鮮巨大地主の双壁であつた。

東洋拓殖会社は明治四一年一二月、「韓國ニ於テ拓殖事業ヲ営ムコトヲ目的」として設立された國策会社である。設立当初の資本金は一千万円（大正七年二千万円、同八年五千万円）、このうち、韓國政府の出資金は三〇〇万円であつた。この政府出資金は田畑の現物出資形式をとり、その出資国有田、畑面積はそれぞれ五、七〇〇町歩と予定された。この田畑は「駅屯土及宮庄土約一〇万町歩ノ中ニ就キ将来事業經營上最有利ニシテ且優良ナル部分ヲ選定シ、……」たものであり、さらに、「実地調査ノ結果畑ハ管理經營上田ト交換スルヲ便トスルモノ少カラサリシヲ以テ……田ト交換ヲナシタリ」といわれているように、東洋拓殖会社に出資された土地は沃野であつた。

大正二年四月までに出資された土地は田七、一三七・八町歩、畑二、七九三・八町歩、計九、九三一・七町歩であったが、これは実測された面積ではなく、実測結果によると、田一万二千五二二・八町歩、畑四、九〇八・七町歩、雑種地二八二・四町歩、計一万七千七一四町歩となり、これは引受面積に比して実に七割八分の増加である。

この外土地買収も行ない大正二年までに四万六千町歩の土地を買収し、同年末における会社所有地は六万四千八六〇町歩に達した。政府は東洋拓殖会社に対して設立より八か年間、毎年三〇万円の補給を行なった。設立当初の事業目的は、(イ)農業、(ロ)拓殖のために必要である土地の売買及び貸借、(ハ)土地の経営及び管理、(ニ)建築物の売買及び貸借、(ホ)日韓移住民の募集及び分配、(ヘ)拓殖上必要である資金の供給、その他等である。東洋拓殖会社の所有耕地は日本人移民に対する貸付地を除いたものの外は、朝鮮人をして小作せしめた。

会社の小作料徴収法は定租と執租の方法をとり、小作料形態は主として粳の物納であり、これについて金納、その外大豆、雑穀、棉の物納が行なわれた。小作料率は收穫高の二分の一であった。昭和十三年における事業用社有地は田三万九千七五四町歩、畑一万六千一七四町歩、その他八万九千三〇九町歩、計一四万五千二三六町歩、小作人数は七万八千六六七名に達した。同年における小作料は玄米二万〇一八四石、粳四万五千〇八九石、大豆六、四〇九石、雑穀九、七〇七石、棉七万〇二九五石、現金一万六千二六〇円に達した。

東洋拓殖会社は大正六年以降、朝鮮以外の地域にも事業範囲を拡大した。株主への配当率は明治末期六・六・五分であったが、その後事業の順調な発展とともに、大正初期六・五分、中期七・五一一割に上昇し、後期は若干減少して八分となった。昭和初期は経済不況・米価暴落の影響を受けて、三・五分に低下し、昭和七一一〇年の四か年間は無配当⁽⁸⁾、一一年から四分配当となり、以後漸増して六分配当となっている⁽⁹⁾。

鮮満拓殖株式会社は昭和十一年九月、資本金二十万円で設立された国策会社である。この会社は、西北鮮への朝鮮人移住者のために必要な拓殖事業経営及び満州国への朝鮮人移住者のために必要な資金の供給を行なうことを、事業目的とするものである。つまり、「人口過密」な朝鮮地方の農民を西北鮮へ移住させ、朝鮮内における人口濃度の平均化を図ることと、朝鮮人の満州国への移住を調節することが、この半官的会社の直接の目的であった。

この会社に対する監督官庁は、いうまでもなく朝鮮総督府である。つまり、同会社令には「朝鮮総督ハ鮮満拓殖株式会社ノ業務ヲ監督ス」と明記されている。朝鮮総督府は、鮮満拓殖会社に対して、株主への配当可能な利益金が、第三営業年度まで年四分、第四―第八営業年度まで年六分に達しない場合には、この配当率に達するまで、補給金を給付することとした。第一―第五営業年度までに給付された金額は、一六万四千円余である。

鮮満拓殖会社の一萬株以上の大株主は（総株数四〇万株）昭和十一年一月現在、南満州鉄道会社（一〇万株）、東洋拓殖会社（九万九千九〇〇株）、朝鮮殖産銀行（六万株）、朝鮮銀行（四万株）、三井物産会社（二万五千株）、株式会社三菱社（二万五千株）、株式会社住友社（二万六千株）等である。つまり、半国家会社と日本の中央巨大財閥の両者で総株数の九割一分を所有している。鮮満拓殖会社は昭和十一年一月、この会社と同じような半国家会社である東洋拓殖会社に吸収・合併された。⁽¹⁰⁾

注(1) 「甲午改革」については、前掲『朝鮮近代革命運動史』、一一九―一二六頁参照。

(2) 前掲、今在茂「日本帝国主義による朝鮮植民地化の基礎的諸指標」、一三頁。

(3) 「駅屯土」とは、「甲午制度革新以後……駅土及屯土の総称として用いらる（駅土とは地方にある駅の経費に、屯土とは軍隊及び官庁の経費に支出することを目的として設けられた国有地——引用者）。宮内府内蔵院管理当時における駅屯土の種目を掲ぐれば屯土、駅土、牧場、堤堰寄、竹田、稻田、松田、苗田、蕨田、柴場、草坪、竹台基地、公廳基

里、寺刹坐地等なりしも隆熙二年（明治四一年——引用者）各片土及段園墓附屬地等と共に宮内府所官を廢し一切国有財産として度支部の所管に歸せし以來此等各種の土地を併せて之を駅屯土と總稱するに至る現今の駅屯土を稱するものは即ち以上各種の土地を包容せる国有田畠の總稱なりとす」（前掲『小作農民に關する調査』、六九頁）、といわれているものである。

（4）（5） 右同、七〇頁。

（6） 朝鮮總督府殖産局「朝鮮の農業事情」（昭和二年）、二〇頁。

（7） 右同（昭和五年）、二二頁。

（8） この無配当は滿州事變の勃發にともなう國內經濟界の混亂と、金輸出再禁止により、七年以上期においては、「対米為替ノ慘落ニ際會シ本社米貨價ノ元利金支払ニ於テ百十二萬八千余圓ノ為替差損ヲ余儀ナクセラレタルヲ以テ無配當ト為スノ已ムヲ得サルニ至リ」、と説明されている。

（9） 昭和二年における東洋拓殖会社の大株主は（総株數一〇〇萬株）大藏大臣（六萬株）、内藏頭（二萬五千株）、岡半商事株式会社（九、三七五株）、養川合資会社（九、一一〇株）、朝鮮總督（八、五〇〇株）、黒川商店（八、〇四七株）等であった。前掲『要録（昭和二年）』、二九四頁。

以上東洋拓殖会社については、東洋拓殖株式會社『東拓十年史』（大正七年）、同『東洋拓殖株式會社三十年誌』（昭和一四年）による。詳細については同書參照。

（10） 鮮滿拓殖会社の基幹事業である西北鮮における開拓事業の計画概要をみると、つきの通りである。「……白頭山下に展開されている所謂蓋島台一帯の高地国有林野中、一般に開放し得る農牧適地、具體的に言はば平安北道慈城、江界、厚昌、咸鏡南道豐山、甲山、三水、長津、咸鏡北道茂山の各郡管内に於ける農耕牧地大約八万町歩を選定し、之に朝鮮地方の過剩農民及林野内に於て火耕を行ひ美林を焼燼する所謂火田民を善導定着せしむべく、昭和一二年度より向う八箇年間に一万户を入植して 西北鮮開拓を行う事業である」。

以上鮮滿拓殖会社については、尚見成編『鮮滿拓殖株式會社・滿鮮拓殖株式會社五年史』（昭和一八年）による。詳細については同書參照。

（研究員）

面積，土地所在地推移

(単位 町)

土 地 所 在 地						
明治41年	大正4年	11 年	14 年	昭和4年	6 年	10 年
		全羅南道木浦府	全羅南道康津・靈岩・務安・羅州・咸平郡	全羅南道咸平・羅州・靈岩・康津・長興郡	〃	
全羅南道務安・咸平・羅州・靈岩・海南・康津郡	京畿道，全羅南道府	全羅南道木浦府	全羅南道康津・海南・靈岩・務安・羅州・咸平郡	全羅北道高靈郡，全羅南道咸平・羅州・海南・康津・務安郡	全羅南道羅州・康津・務安・咸平・海南郡	全羅南道羅州・康津・海南・咸平郡
全羅北道金堤郡	全羅北道井邑・扶安郡，平安北道竜川郡，江原道鉄原・平康郡	全羅北道井邑・扶安郡，平安北道竜川郡，江原道鉄原・平康郡	全羅北道金堤・井邑・扶安郡	全羅北道金堤・井邑・扶安郡	全羅北道金堤・扶安・井邑郡	—
—	—	全羅北道金堤・沃溝・益山郡	全羅北道扶安・全州・金堤・益山・沃溝郡	全羅北道益山・全州・沃溝郡	全羅北道扶安・金堤・益山・全州・沃溝郡	全羅北道金堤・扶安・全州・沃溝郡
—	—	江原道淮陽郡	—	江原道淮陽郡	〃	〃
—	—	—	京畿道富川金浦郡	〃	〃	—
—	—	全羅北道全州・鎮安・沃溝・益山郡	全羅北道全州・金堤・鎮安・沃溝・益山郡	全羅北道沃溝・鎮安・益山郡	全羅北道沃溝・全州・鎮安・益山郡	—

旧植民地・朝鮮における日本人大地主階級の変貌過程

のうち，最も古い資料の創業年次をとった なお一カ所以上にわたって土地を所

集計しなおした

大正14年，昭和4年は30町歩以上，昭和6年は100町歩以上の地主調査であるた

は朝鮮總督府殖産局『朝鮮の農業』（大正10年），『内地人農事経営者調』，125～162～190頁，昭和4年は左同（昭和7年）177～206頁，昭和6年は朝鮮總督府年は注記のない限り，中村資良編『朝鮮銀行会社組合要録（昭和10年）』（昭和10

地的山林政策』，17頁より集計作成

付表 1 内地地主の土地所有

地主名	創業年次	田畑別	所有面積						
			明治 41年	大正 4年	11年	14年	昭和 4年	6年	10年
鎌田勝太郎	明治38年	田畑 その他 計			1,007.0 210.0	1,029.8 185.9	991.7 198.4 6.5	992 198 7	...
					1,217.0	1,215.7	1,196.6	1,197	...
朝鮮実業会社 (鎌田勝太郎)	明治38年	田畑 その他 計	607.0 373.0	1,622.0 703.0 400.0	2,975.0 841.0	2,628.7 724.4 2.4	3,215.1 787.2 159.7	3,084 785 156	3,100 830 ..
			980.0	2,725.0	3,816.0	3,355.4	4,162.0	4,025	3,930
石川県農事 会社	明治40年	田畑 その他 計	722.0 12.0 2.0	1,246.0 62.0 246.0	1,385.3 59.4 69.7	31,412.1 64.0 95.5	11,412.1 74.2 17.3	1,471 64 42	..
			736.0	1,554.0	1,514.4	1,571.6	1,503.6	1,577	..
諸戸清六	大正6年	田畑 その他 計			566.7 131.6	569.2 130.8	612.0 153.9	612 154	
					759.0	815.9	874.8	875	850
愛知産業会 社	大正9年	田畑 その他 計			25.0 1,000.0 2,000.0 3,025.0		2.5 708.0 2,035.0 2,745.5	8 700 2,020 2,728	500 3,000 3,500
半田善四郎	大正9年	田畑 その他 計				538.4 170.5 162.9 871.8	600.0 350.0 500.0 81,450.0	855 257 114 1,226	— (山林) 12,385 ...
二 集 社 (白勢春三)	大正9年	田畑 その他 計			100.0 116.8 26.9 243.7	656.1 122.2 109.4 888.2	61,028.5 193.6 203.3 21,425.4	1,026 191 151 1,368	..

- 1 創業年次は各年度の資料によって若干異なるので、創業年次を記載した資料有している農場の創業年次は最も早く創立した農場の創業年次をとった
- 2 大正11年、14年、昭和4年、6年は属地主義統計であったため、属人主義に
- 3 明治41年は約500町歩以上の地主調査、大正4年は1町町歩以上、大正11年、め、実際の所有面積はこれより多くなる。
- 4 明治41年は農商務省農務局『朝鮮農業概説』（明治43年）、25～26頁、大正4年126頁、大正11年は左同（大正13年）、133～141頁、大正14年左同（昭和2年）、農林局『朝鮮の農業』（昭和8年）、「内地農事経営者譚」、185～205頁、昭和10年）より集計作成
- 5 昭和10年の（山林）面積は前掲、権寧旭「朝鮮における日本帝国主義の植民
- 6 以下、付表 2～3 の資料は付表 1 に同じ

地主の所有面積，土地所在地推移

(単位 町)

土地所在地						
明治41年	大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
全羅北道金堤・沃溝・泰仁・古阜郡	全羅北道	全羅北道全州・井邑・扶安・沃溝・金堤・益山郡 黄海道瓮津郡	"	全羅北道沃溝郡	全羅北道沃溝・益山・金堤・井邑・全州郡	
			"	"	"	
全羅北道金堤・益山・万頃・恩津・全州郡	全羅北道金堤・益山・萬嶺・恩津・全州郡	全羅北道全州・益山・群山・扶安・益山郡，全羅南道光州・潭陽郡	全羅北道全州・益山・群山・扶安・益山郡，全羅南道光州・潭陽・長城・羅州郡	全羅北道益山・全羅南道光州・羅州郡	全羅北道益山・全羅南道光州・羅州郡	全羅北道益山・全羅南道光州・羅州郡
		京畿道振威郡，全羅南道光州・羅州郡	京畿道振威郡，全羅南道光州・羅州郡	"	京畿道振威郡，全羅南道光州・羅州郡	
			全羅南道海南・靈岩・務安郡，黄海南道安岳郡	平安南道安岳郡	黄海道海州郡，平安南道安州郡，江原道鉄原郡，咸鏡北道明川・富寧郡，平安北道寧辺・熙川郡	

旧植民地・朝鮮における日本人大地主階級の変貌過程

所有面積，土地所在地推移

(単位 町)

積		土 地 所 在 地						
6 年	13 年	明治41年	大正 4 年	11年	14年	昭和 4 年	6 年	13年
12,938	8,698	全鮮各地		全鮮各地	"	"	"	"
29,647	22,299							
(宅地)2,867	(宅地)4,114							
(e) 45,452	(f) 35,111							
46,284 5	39,753 7	全鮮各地	"	"	"	"	"	"
16,804 6	16,173 8							
90,085 9	89,308. 7							
153,175 0	145,236 2							
	21,440.0							咸鏡南道 甲山郡

「駅土及屯土ノ研究」，19頁（『法学協会雑誌』第37巻第11号，大正8年），(c)は朝貢，(e)は駅屯田だけではなく国有の田，畑，宅地である，「昭和6年朝鮮總督府統計拓殖会社の所有面積は『朝鮮總督府統計年報』による 鮮満拓殖会社の所有面積58頁より作成

付表 2 朝鮮内地主、華族地主及びその他

地主名	創業年次	田畑別	所有面積						
			明治41年	大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
朝鮮内地主	熊本利平	明治41年	1,500 0	1,471 0	2,322 5	2,626 8	2,750 3	2,721	
		田畑	80 0	152 0	210 7	210 1	188 0	192	
		その他	10 0	89 0	2 4	141 8	249 6	52	
		計	1,590 0	1,712 0	2,535 6	2,978 4	3,187 9	2,965	
華族地主	末永省三	明治43年			531 0	241 0	125 0	602	
		田畑			—	24 7	200 0	104	
		その他			—	200 0	475 0	475	
		計			531 0	465 7	800 0	1,181	...
その他地主	細川護立	明治37年	912 0	1,189 0	1,698 9	1,776 1	1,705 4	1,814	
		田畑	93 0	164 0	236 5	337 7	268 0	217	
		その他	3 0	22 0	10 8	28 8	47 2	44	
		計	1,008 0	1,375 0	1,946 2	2,142 6	2,020 6	2,075	..
その他地主	徳川頼倫 (頼貞)	大正5年			310 0	573 0	713 3	292	
		田畑			380 0	304 8	373 7	309	
		その他			61 5	23 9	6 9	35	
		計			751 5	901 7	1,093 9	636	..
その他地主	朝鮮殖産 銀行	大正7年				218 1	133 3	392	
		田畑				37 9	0 2	535	
		その他				—	0 7	7	
		計				256 0	134 2	934	..
その他地主	普賢寺	..						51	
		その他						233 (山林)	
		計						9,980 31,179	
								10,264	..

付表 3 国家地主・半国家地主の

地 主 名	創業年次	田畑別	所 有 面				
			明治41年	大正4年	11年	14年	昭和4年
国 家 地 主 (駅 屯 土)	明治41年	田	44,631	}	86,000	37,291	28,928
		畑	45,778			55,627	43,251
		その他	28,536			34,000	8,449
		計	(a) 118,947	...	(b) 120,000	(c) 101,367	(d) 76,645
東洋拓殖会 社	明治41年	田	43,057	351,644	149,647.1	46,682.5	
		畑	17,471	719,478	618,245.3	16,944.4	
		その他	4,333	414,287	616,415.4	41,709.1	
		計	64,862.4	85,410	384,307.8	105,336.0	
鮮満拓殖会 社	昭和11年	田 畑 その他 計					

(a)は明治42年、前掲『小作農民に関する調査』、70頁、(b)は大正8年、和田一郎
 朝鮮総督府殖産局『朝鮮の農業事情』(昭和2年)、20頁、(c)は左同(昭和5年)、21
 年報、(d)は昭和15年の数字、左同『昭和15年朝鮮総督府統計年報』より 東洋
 は高見成編『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓殖株式会社五年史』(昭和16年)、57～